

大津市 屋外広告物条例ガイドライン



はじめに

ガイドラインの使い方

(1) ガイドライン作成の目的

ポスター、立看板、広告塔などの屋外広告物は、私たちの生活に深く入り込んでいますが、無秩序に氾濫すると街の景観が損なわれるほか、交通事故の誘発や不適切な設置管理による倒壊といった危険につながる恐れもあります。

本市におきましては、「大津市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物についてのルールを定めていますが、本ガイドラインは、屋外広告物の表示等をしようとする方をはじめ、広く市民の皆様に、屋外広告物についてのルールを理解していただき、古都大津らしい風格のある景観の形成に配慮した屋外広告物のあり方などについての手引書として取りまとめたものです。

大津市では、屋外広告物の表示等に際し、計画段階からご相談に応じながら、各種法定手続き前に協議し、一緒になって景観の向上に努めます。ガイドラインはそのための「手引書」であり、「参考書」です。

内容を十分ご理解いただき、計画づくりや設計に役立ててください。

(2) ガイドラインの使い方

ガイドラインは大きく2本立てとなっています。

I 屋外広告物の表示等

屋外広告物の表示等をする際は、「I 屋外広告物の表示等」をご確認ください。

II 屋外広告業の登録

屋外広告業の登録をする際は、「II 屋外広告業の登録」をご確認ください。

平成27年2月、札幌市において看板が落下し、歩行者に当たってしまうという大事故が発生しました。普段は何気なく看板を見て通りすぎてしまうこともあると思いますが、広告物の管理が不十分だとこのような悲劇を引き起こしてしまうのです。

広告主の方・広告業者の方は、「広告物の安全性」というものについて、今一度お考えいただき、より良い広告物づくりに努めていただきたいと思います。

大津市屋外広告物条例ガイドライン

目次

はじめに

ガイドラインの使い方

(1) ガイドライン作成の目的

(2) ガイドラインの使い方

I 屋外広告物の表示等

I-1 屋外広告物の表示等の流れ 2

I-2 屋外広告物とは 4

◆ 確認事項 ① 屋外広告物に該当するかどうか？

1. 屋外広告物とは

2. 屋外広告物の種類

3. より良い屋外広告物づくりのために

(1) 屋外広告物の役割

(2) 魅力的な屋外広告物をつくるために

(3) 共通のデザイン指針

(4) 形態別デザイン指針

I-3 禁止広告物・禁止物件 12

◆ 確認事項 ② 禁止広告物、禁止物件ではないか？

1. 禁止広告物

2. 禁止物件

I-4 禁止地域と許可地域 14

◆ 確認事項 ③-1 禁止地域か許可地域か？

◆ 確認事項 ③-2 景観保全型広告整備地区か？

◆ 確認事項 ③-3 眺望景観保全地域か？

1. 禁止地域

2. 許可地域

3. 景観保全型広告整備地区

4. 眺望景観保全地域

◆ 確認事項 ④ 許可の申請が必要かどうか？
適用除外かどうか？

1. 適用除外

- (1) 禁止物件、禁止地域、許可地域、景観保全型
広告整備地区において許可なく表示等を行
うことのできる広告物

- (2) 禁止地域や許可地域において許可なく表示等
を行うことのできる広告物

- (3) 市長の許可を受けた場合に限り、禁止地域に
おいて表示等を行うことのできる広告物

- (4) 国、地方公共団体、市長が定める公共的団
体が、表示等を行うことのできる広告物

◆ 確認事項 ⑤ 許可基準に適合しているか？

1. 一般基準

2. 個別基準

- (1) 禁止地域において市長の許可を得て
表示等を行うことのできる広告物の
許可基準
 - 1) 自家用広告物の場合

 - 2) 道標、案内図板の類の場合

- (2) 許可地域に表示等を行うことのできる広告物
の許可基準
 - 1) 建築物を利用する広告物
 - ア 自家用広告物
 - a. 屋上広告物
 - b. 壁面広告物
 - c. 突出広告物
 - イ 自家用以外の広告物
 - a. 屋上広告物
 - b. 壁面広告物
 - c. 突出広告物

 - 2) 野立広告物
 - ア 自家用野立広告物
 - イ 自家用以外の野立広告物
 - a. 野立広告物（bに掲げるものを除く。）
 - b. 道標、案内図板の類
 - c. a及びbに掲げるもの以外のもの

 - 3) 電柱の類を利用する広告物

I-7 申請の手続き

44

◆ 確認事項 ⑥ 書類はそろっているか？

1. 新しく屋外広告物の表示等を行う場合
2. 広告物の形態やデザインの変更・改造などをする場合
3. 継続する場合
4. 設置者、管理者の住所・氏名を変更した場合
5. 掲出広告物を撤去した場合

I-8 手数料と許可期間

48

◆ 確認事項 ⑦ 手数料は適正か

1. 手数料と許可期間
 - (1) 手数料の算出
 - (2) 手数料の支払い
 - (3) 許可期間
2. 表示面積の算定例
 - イ 複数の屋外広告物の許可面積の算定例
 - ロ 屋上広告物の許可面積の算定例-1
 - ハ 屋上広告物の許可面積の算定例-2
 - ニ 壁面広告物の許可面積の算定例
 - ホ 複合型集客施設（ショッピングセンター）の案内標識（集合広告物）の許可面積の算定例
 - ヘ 複数の広告表示板が掲出されている野立広告物の許可面積の算定例
 - ト 複数の広告表示板の間に空白スペースがあるが、複数の広告表示板を合わせて1つの意味内容を表示する野立広告の許可面積の算定例
 - チ 広告表示が、1文字ごとの広告板（パネル）で表示され、複数の広告板（パネル）により1つの意味を表示している壁面広告物の許可面積の算定例
 - リ 自家用以外の野立広告物の許可面積算定例
 - a. 野立広告板
 - b. 広告板の接合面に若干の角度を付けた野立広告板
 - c. 広告板の接合面が90度（直角）以下の角度で接合している野立広告板
 - d. 野立広告塔
 - e. 三角柱の野立広告塔
 - f. 円柱の野立広告塔

I-9 その他の注意事項

67

1. 完了届（条例第13条）
2. 許可証票（条例第15条）
3. 管理義務（条例第17条）
4. 除却義務（条例第18条）
5. 許可の取消し・措置命令（条例第19条・20条）
6. 違反広告物（条例第22条・第48条・法第7条第4項）

I-10 様式の記入例

69

- 屋外広告物（許可・変更許可・継続許可）申請書
- 屋外広告物設置完了届

Ⅱ 屋外広告業の登録

Ⅱ－1 屋外広告業の登録 2

1. 屋外広告業とは

2. 登録申請手続
 - (1) 登録申請手続

 - (2) 登録の拒否

 - (3) 業務主任者

 - (4) 登録期間

 - (5) 屋外広告業登録簿

3. 登録事項の変更の届出

4. 廃業などの届出

5. 登録の取消

6. 立入検査など

7. 罰則

8. 登録後の注意事項
 - (1) 標識の掲示

 - (2) 帳簿の備付け

Ⅱ－2 その他 10

1. 経過措置

Ⅱ－3 登録申請書類の記入要領 11

1. 屋外広告業登録（新規・更新）登録
 - (1) 申請提出書類

 - (2) 登録審査手数料

 - (3) 申請書類の提出部数・提出先

 - (4) 登録申請書類の記入要領
 1. 登録申請書
 2. 誓約書
 3. 登録申請者略歴書

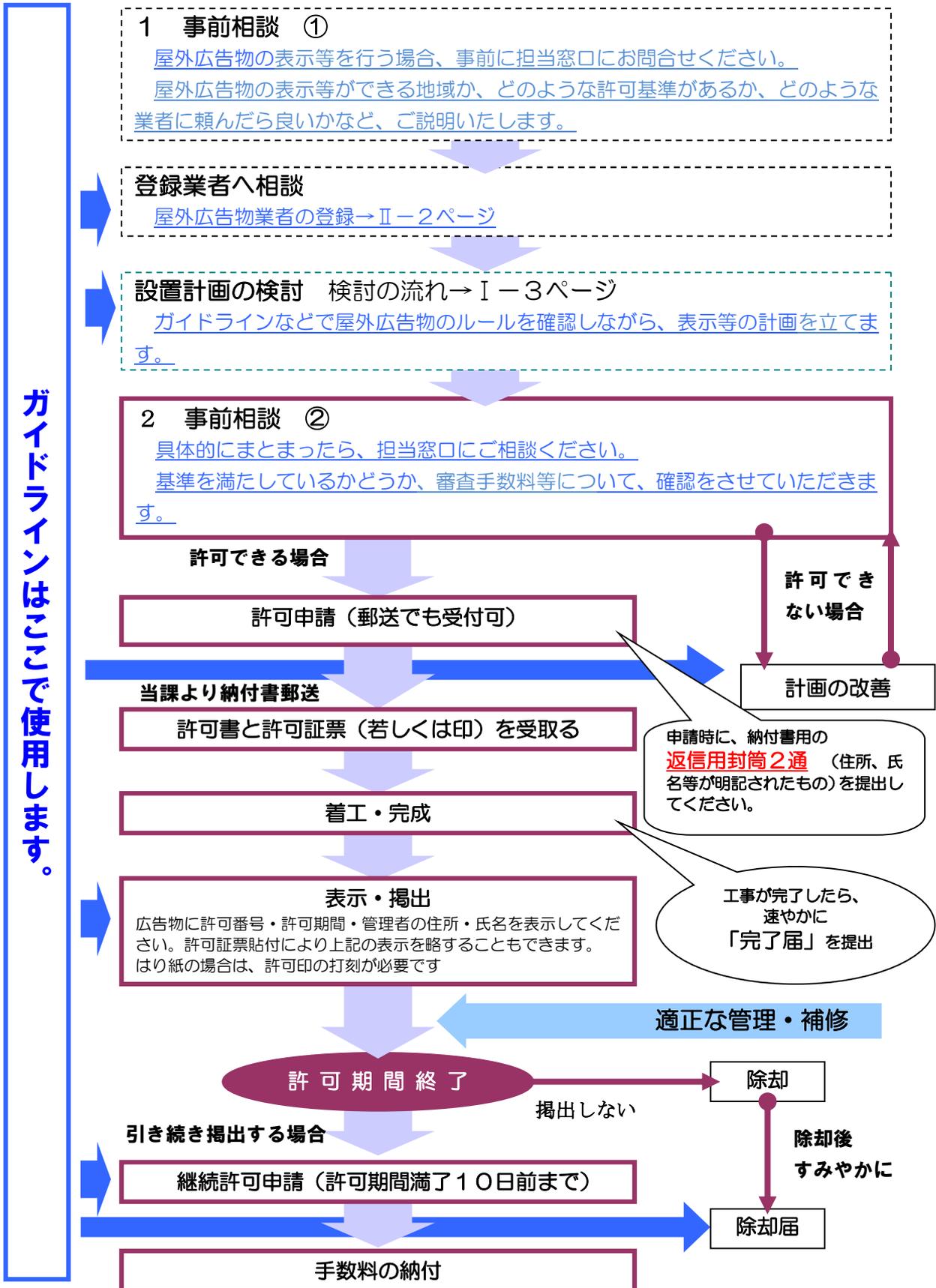
I

屋外広告物の表示等

I 屋外広告物の表示等

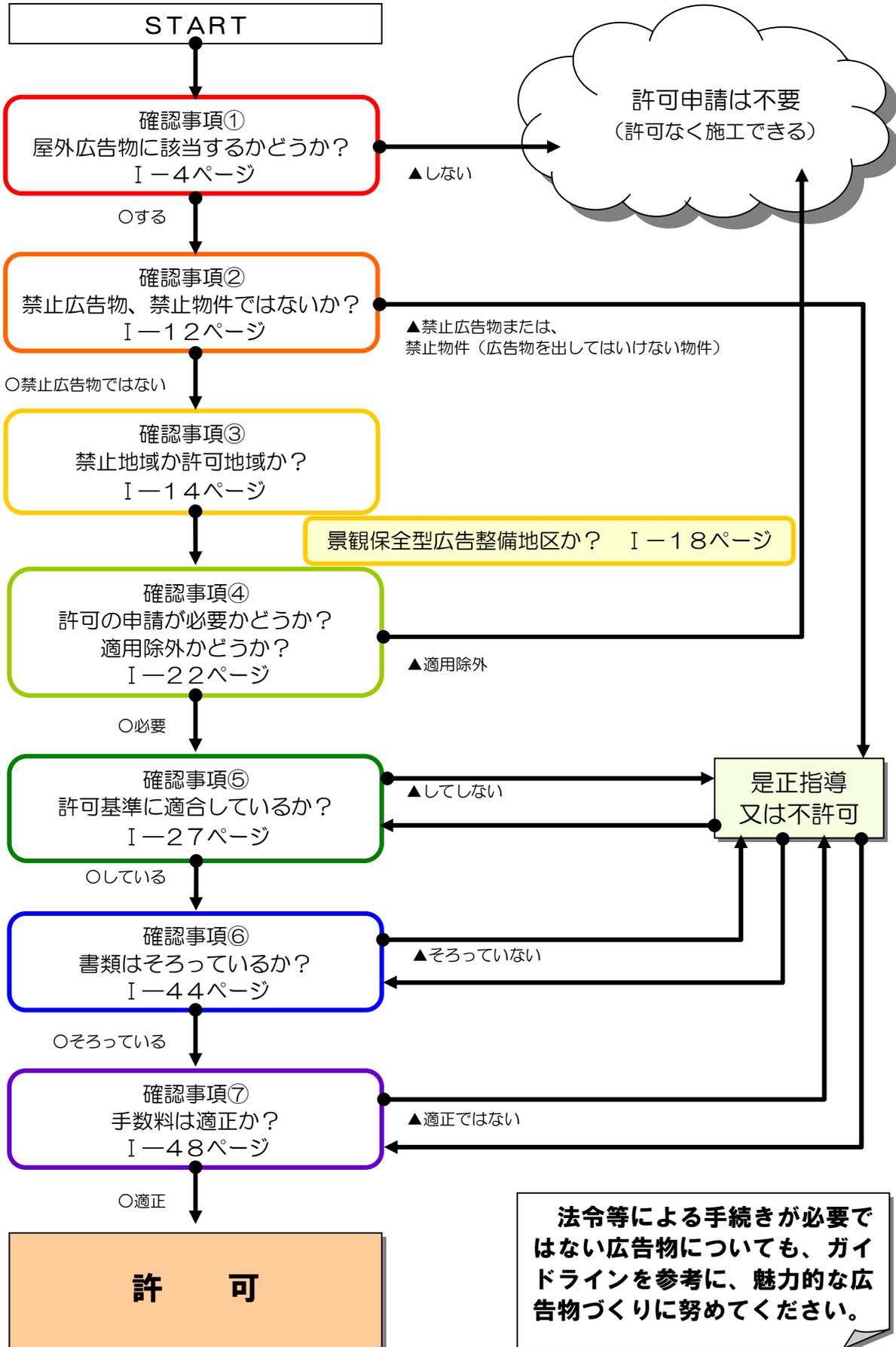
I-1 屋外広告物の表示等の流れ

屋外広告物の表示等を行う場合には許可が必要です。手続きは次の手順に従って行います。



また、屋外広告物の表示等を行う場合は次の事項を確認しながら進めます。

■ 表示等の検討の流れ



法令等による手続きが必要ではない広告物についても、ガイドラインを参考に、魅力的な広告物づくりに努めてください。

I-2 屋外広告物とは

◆ 確認事項 ① 屋外広告物に該当するかどうか？

1. 屋外広告物とは

営利を目的とする商業的な広告だけでなく、非営利的なものであっても、次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容の如何に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

- ・建物その他の工作物などに定着して表示されたものが屋外広告物となります。
- ・夜間のみ表示する広告物など、表示時間を限定する場合も屋外広告物に該当します。
- ・ただし、街頭などで散布するピラやチラシなどは、屋外広告物には該当しません。

②屋外で表示される（建築物などの外側にある）こと

- ・建築物などの外側に表示されるものが屋外広告物となります。
- ・ただし、建築物の屋内からガラス越しに表示されているものは屋外広告物に該当しません。

③公衆に表示されるものであること

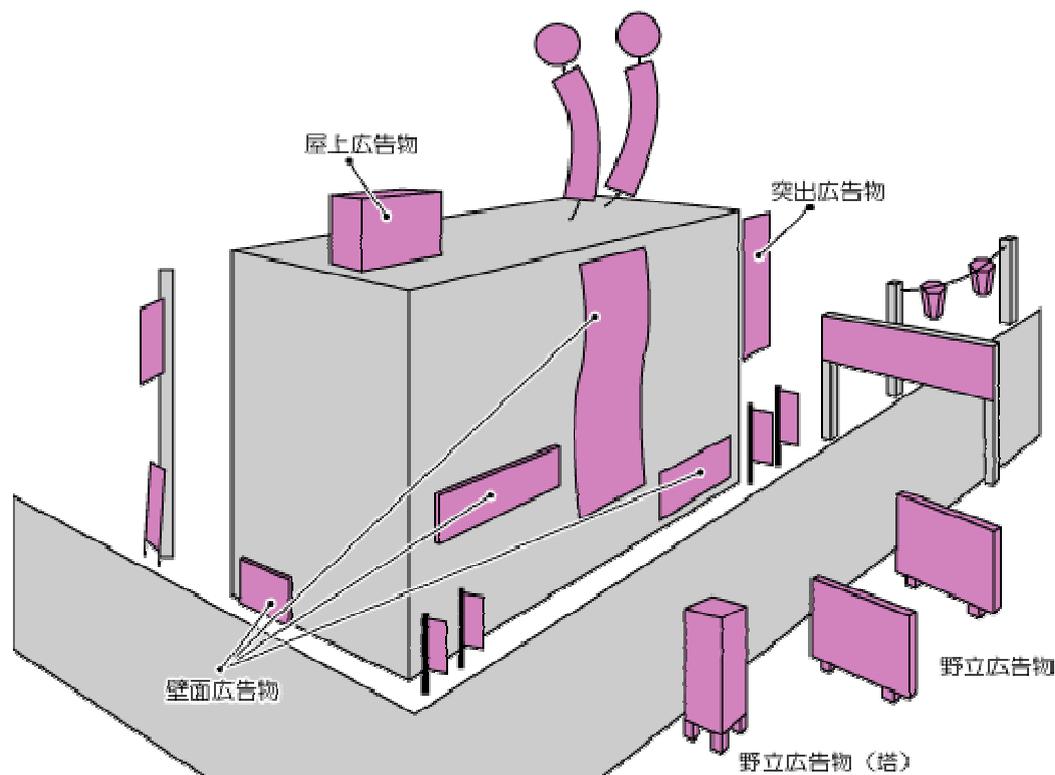
- ・屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示するもの（広告物を管理する者の管理下にある敷地の外からでも、広告物が視認できるもの）が屋外広告物となります。
- ・ただし、駅構内やバス内など特定の人々への表示や、建築物などにより閉鎖された中庭・空間に表示されるものは屋外広告物に該当しません。

④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

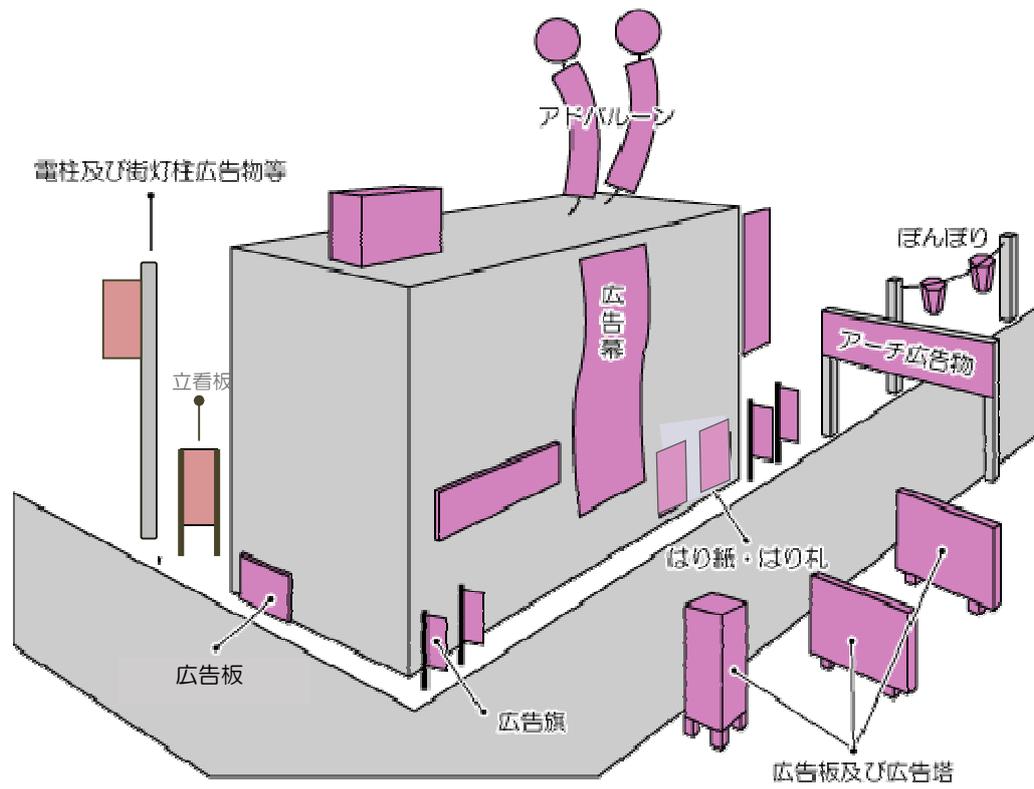
- ・文字・意匠・デザインなどの一定の概念又はイメージなどが表示されているものを屋外広告物とみなします。
- ・煙突や塀、岩石、樹木などを利用して表示、掲出したものも屋外広告物に含まれます。
- ・ただし、単なる照明やネオン、概念を伝えているとは認められない単なる壁面の色などは屋外広告物に該当しません。

2. 屋外広告物の種類

広告物の種類		内 容
形態による区分	建物利用広告	<p>屋上広告物</p> <p>建築物の屋上を利用して表示等を行う広告物・掲出物件をいいます。表示面は最大4方向に4面です。 広告面が大きく、遠いところから見る事が出来るので、主要な幹線道路や電車の沿線、高速道路の沿道の建物屋上に表示等を行うことにより、通過する人に対するの広告効果があります。</p>
		<p>壁面広告物</p> <p>建築物の壁面を利用して表示等を行う広告物・掲出物件（突き出すものを除く）をいいます。表示面は一方向に1面です。 広告面が大きく、建物や店舗に近づいた時に店舗のイメージや雰囲気を伝えます。ファサードとして建物の外壁全体と看板サインを統合的にデザインすることにより店舗のコンセプト、ブランドを明確に伝えることが出来ます。</p>
		<p>突出広告物</p> <p>建築物の外壁面から突き出して表示等を行う広告物・掲出物件（いわゆる袖看板など）をいいます。表示面は道路に直角に2方向に2面（両面）のものが多く見られますが、側面を利用するなど、3方向に3面表示した看板もあります。 規制により表示面は大きく出来ませんが、通行人に対して、企業、店舗の目印としての広告効果があります。</p>
	野立広告物	<p>木、金属などの耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、地面に基礎を作り、土地に建植されるものをいいます。 建物が道路からセットバックしているなど、建物を利用して表示等を行う屋外広告看板では見えにくい場合、多くの人に見てもらい、あるいは店舗までの誘導・案内のために、建物と離れた場所で表示等を行う場合があります。 建物の形状、位置にとらわれず広告効果が高い場所を選ぶことが出来、看板の形状、表示面数はその設置場所に合わせることが出来ます。</p>



広告物の種類		内 容
素材および形態による区分	広告板及び広告塔	木又は金属などの耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、又は建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるものをいいます。
	立看板(スタンド型立看板を含む)	工作物その他の物件に立て掛けられ、又は独立して立つもので、容易に移動又は取り外すことができるものをいいます。 イベントや催事の開催期間中に限定して、店舗や会場の出入口に出されます。壁などに立てかけるか、転倒防止のため、針金などで簡易に固定します。 スタンド型立看板については、表示面は大きく出来ませんが、通行人の目線に近いので、メニューや営業時間、などの営業広告にも使われます。店舗や建物の入口付近に置く事が多いので、歩行者や車両の通行を妨げないようにする必要があります。
	はり紙(つり下げるものを含む)	紙などを使用して作製されたもので、建築物その他の物件にはりつけるものをいいます。
	はり札	板などにはり紙をはり、又は板などに直接印刷したもののうち、建築物その他の工作物などに取り付けられるもので、容易に取り外すことができるものをいいます。
	広告旗(これを支える台を含む)	工作物その他の物件に取り付けられ、又は独立して立つもので、容易に移動又は取り外すことができるものをいいます。 主にイベントや催事の装飾として使われます。布製で、短期間向けです。同じデザインで多数の表示等を行うことで、統一したイメージを出すことが出来ます。
	広告幕	建物その他を利用して、布又は網に広告内容を掲げて表示するものをいいます。デパート、ショッピングセンターなどでイベントやバーゲンなどの短期間の告知などに使われます。表示面の入れ替えをしやすくするのに、ガイドレールを設置したタイプもあります。 表示面はテント生地や布製綿地ですので、長期の使用には向きません。強風の時には取外す必要があります。
	アドバルーン	気球を掲揚し、又はその下に広告網をつけて表示するものをいいます。
	ぼんぼり	布又は木などの材料を使用して作製したもの又はこれに広告内容を添加して表示するものをいいます。
利用物件による区分	アーチ広告物	木又は金属などの耐久性のある材料を使用して作製され、店舗や建物の入口、道路、通路を横断して地面に設置するものをいいます。アーチの下を人や車両が通行できるようになっています。 商店街の出入り口などに地域のシンボルとして表示等を行うことが多いです。
	電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	木又は金属などの耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱に取り付けて表示するものをいいます。電柱に巻きつけるタイプと突き出すタイプがあります。 看板の寸法、形状、材質、取付位置が決められています。 地域密着の業種や店舗が、地域の住人に対する屋外広告看板として利用することが多く、誘導、案内の役割を持ちます。



3. より良い屋外広告物づくりのために

(1) 屋外広告物の役割

屋外広告物は、宣伝や目印、商品やサービスなど、広く人々の生活に必要な情報を提供するだけでなく、経済活動や文化活動など日常の様々な活動に欠くことのできないものです。また、一方で、屋外広告物は建築物や緑地などと同様に、さまざまな形態やデザインで、まちを彩る、景観や環境を構成する重要な要素でもあります。

これらは基本的には表示等を行う者の創意工夫によって自由につくられるものですが、公共空間に向かって表現されているため、無秩序に汨濫すると、まちの景観を損なう恐れがあります。また、適正な設置・管理が行われないと、倒壊や落下などにより市民に思わぬ危害を及ぼすことがあります。

このため、屋外広告物には、本来の情報提供機能とともに、都市や自然の景観及び地域の環境との調和が求められています。

(2) 魅力的な屋外広告物をつくるために

わかりやすく適切な情報が表示され、優れたデザインの屋外広告物は、高い宣伝効果を有するだけでなく、広告主や事業者のセンスの現れでもあります。良い表示等を行えば宣伝効果が上がり、販売の促進や集客の増加にもつながります。

また、街なみの雰囲気大切に、その特性をデザインに活かすことで、地域らしさが高まるなど、街全体の景観の質の向上、イメージアップにもつながります。

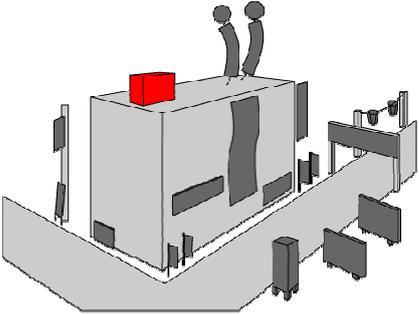
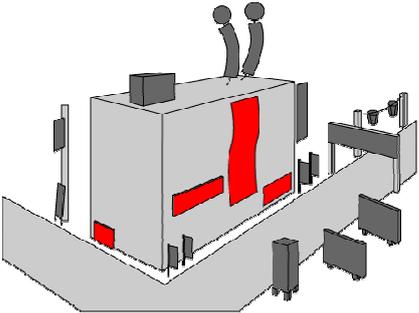
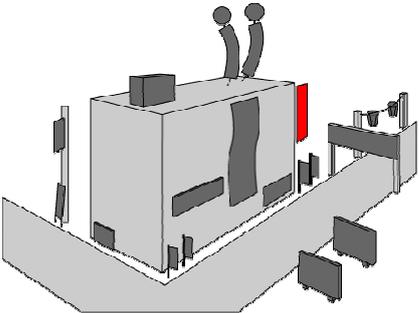
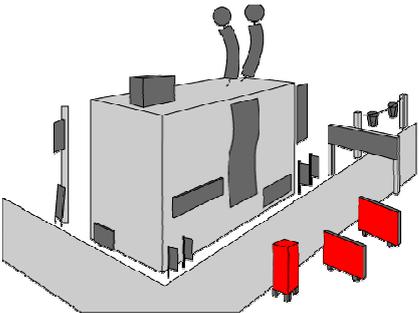
まちを彩る魅力的な屋外広告物づくりを進めることは、広告主や事業者や、市民、みんなのメリットにつながります。

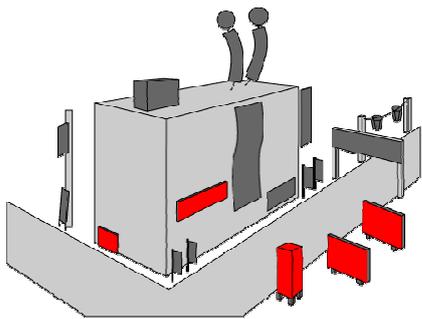
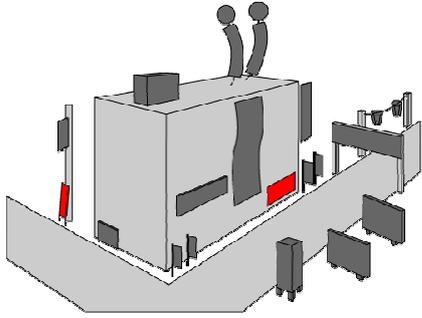
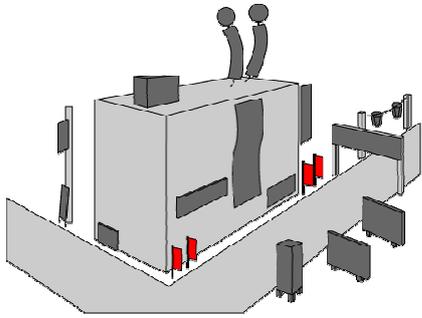
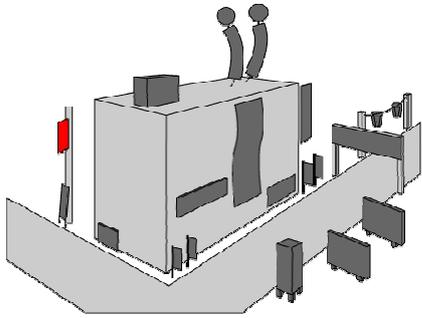
より良い屋外広告物づくりに、協力しあって取り組みましょう。

(3) 共通のデザイン指針

大きさ 大きすぎる広告物は周囲に威圧感を与えるなど、景観的に好ましくありません。 必要最小限の大きさ、まちなみに適した大きさを心がけましょう。	数量 広告物は、整理・集合化するなど、適切な量としましょう。
表示等の位置 表示等の位置は建物デザインとのバランスを損なわないようにしましょう。 道路にはみ出して表示等を行うことは、通行の妨げとなるので避けましょう。	色彩 鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみが雑然とした印象になりがちです。使用する色の数を減らすなど、色彩の扱いには十分配慮しましょう。特に地色は建物や周辺環境と調和する色彩を用いましょう。
形態 広告物の形態はさまざまですが、建物などとの一体感が感じられる形態や、まちのアクセントになる形態となるよう工夫しましょう。	表現方法 すっきりとしたわかりやすい表現方法を工夫しましょう。また、地域性を感じさせる表現や、それぞれの店舗の特徴を取り入れた表現にするなど、デザインを工夫しましょう。
素材 屋外広告物は原則として長期間、屋外に表示等を行うので、丈夫で安全な材質を用いることが基本となります。また、長期間の表示等により、味わい、風格の増す素材を使用することも考えられます。	支柱・照明 広告物の支柱や照明器具も屋外広告物の一部です。見え方に配慮しましょう。 光害に配慮しながら適度な明るさを確保するとともに、夜間景観に配慮した、品の良い照明方法とすることが望まれます。
表示内容 屋外広告は不特定多数の人に見られるものです。見る人の印象に配慮し、心地よい表示内容にしましょう。	維持管理 維持管理の悪い広告はさびれた印象を与えるだけでなく、危険な要素にもなります。定期的な管理に努めるだけでなく、期間の過ぎた広告物などはすみやかに撤去しましょう。

(4) 形態別デザイン指針

<p>屋上広告物</p> 	<p>大きすぎる屋上広告物は威圧感を与え、景観的に好ましくありません。建物デザインと調和した「適度な大きさ」、「安定感のある形態」に配慮し、建物の高さや取付壁面とのバランスを保ちます。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建物デザインと一体感をもたせる。 • 建物デザインと調和しにくい形態（塔状の広告物など）は避け、安定感のある形態にする。 • 地色は建物に調和する色を用いる。
<p>壁面広告物</p> 	<p>壁面広告物は「表示等の位置」や「大きさ」、「色彩」、「デザイン」に配慮し、建物の壁面との調和に配慮し、建物デザインになじませます。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建物デザインと一体感をもたせる。 • 建物デザインに応じた大きさで、バランスのよい位置に表示等を行う。 • 一建物で複数の壁面広告物の表示等を行う際は、その位置や大きさをそろえる。 • 地色は建物と調和する色を用いる。
<p>突出広告物</p> 	<p>複数の突出広告物がバラバラに表示等を行うと乱雑な印象を与えます。突出広告物の「量」、「表示等の位置」、「大きさ」、「デザイン」を整え、すっきりとした表示等を行います。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建物デザインと一体感をもたせる。 • 一建物で複数の突出広告物の表示等を行う時は、1つに集合化します。 • 表示内容が異なる時は、地色を統一する。 • 近隣の建物の突出広告と表示等の位置や突出幅をそろえる。 • 形態を工夫する。 • 表示面の底辺の位置は、通行を妨げない高さにする。
<p>野立広告物</p> 	<p>郊外の幹線道路でよく見られる野立広告物は、「大きさ」や「高さ」、「形態」、表示面の「色彩」、「素材」の工夫により、沿道景観の変化や楽しさを高めます。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 空地や交差点部にむやみに表示等を行わない。 • 必要最小限の大きさで、安定感のある形態にする。 • 見通しや通行を妨げない位置、高さに表示等を行う。 • 地色はまちなみに調和する色を用いる。 • 支柱部や支柱足元のデザインにも配慮する。 • 放置された広告は除去する。

	<p>広告板及び広告塔</p> <p>広告板、広告塔の無造作な表示等は避け、放置された広告はすみやかに除去しましょう。</p> <p>必要な広告は、「大きさ」、「素材」、「デザイン」を工夫し、まちなみを乱さないよう心がけましょう。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無造作な表示等は避ける。 ・なるべく集合化して表示等を行う。 ・必要最小限の大きさで、安定感のある形態にする。 ・見通しや通行を妨げない位置、高さに表示等を行う。 ・敷地内の建物に調和するデザインとする。 ・地色は敷地内の建物に調和する色を用いる。 ・支柱部や支柱足元のデザインにも配慮する。
	<p>立看板やはり紙</p> <p>立看板やはり紙、はり札の無造作な表示等により、雑然とした印象を与えている光景がよくみられます。このため、次のことに配慮しましょう。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲出期間を守る。 ・用を終えたものは除去する。
	<p>広告旗</p> <p>のぼりなどの広告旗の乱雑な表示等がよくみられます。このため、次のことに配慮しましょう。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無造作な表示等は避ける。 ・過剰な量の表示等は避ける。 ・特売日やイベント時のみ表示等を行うなど、掲出時期にメリハリをつける。
	<p>電柱広告</p> <p>電柱広告の「色彩」や「デザイン」を工夫すれば、まちなみとの調和が図れます。このため、次のことに配慮しましょう。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的役割を特に考慮する。 ・地色に黒と3原色（赤・黄・青）は避け、白又は淡色とした上で、まちなみにふさわしい色彩を用いる。

I-3 禁止広告物・禁止物件

◆ 確認事項 ② 禁止広告物、禁止物件ではないか？

1. 禁止広告物（第3条）

禁止広告物とは、どのような場所にも表示等を行ってはならない広告物をいいます。広告物が次の項目に該当する場合は、表示等を行うことが禁止されています。表示等にあたり許可が不要な「適用除外の広告物」（I-20ページ参照）であっても、下記の広告物であると判断される場合は、禁止広告物になります。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料などのはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下の恐れがあるもの
- (4) 信号機や道路標識などに類似しているもの。
又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害する恐れのあるもの

新規に屋外広告物の表示等を行った後も、適正に管理し、その美観を維持し、かつ、周囲への安全確保に努めてください。

違反広告物の簡易除却を実施する際には、破損の著しい立看板やのぼり旗などについて、禁止広告物であることを理由に除却又は指導を行うこともあります。

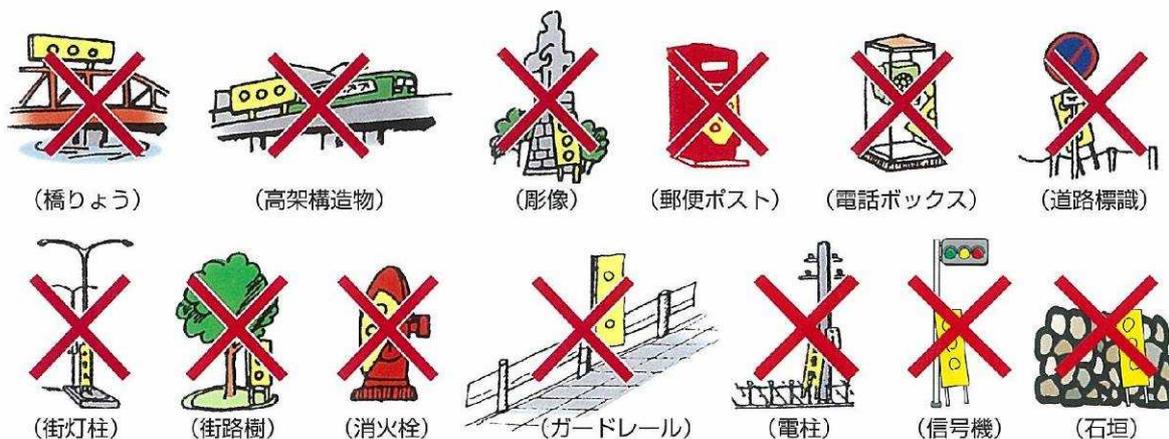
2. 禁止物件（第4条）

禁止物件とは、原則として広告物の表示等を行ってはならない物件をいいます。
広告物を掲出する地域には関係なく、禁止されています。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹並びにこれらの支柱
- (3) 彫像及び記念碑
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 公用又は公共用の石垣、擁壁の類
- (6) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び公衆便所
- (7) 信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類
- (8) 消火栓、防火水槽及びその防護さく、火災報知機並びに火の見やぐら
- (9) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
- (10) ガスタンク、水道タンクその他のタンク類
- (11) 市長が特に必要があると認めて規則で定める物件

道路の路面には、屋外広告物を表示してはいけません。

電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものは掲出できません。



<違反広告物の一例>

I-4 禁止地域と許可地域

◆ 確認事項 ③-1 禁止地域か許可地域か？

◆ 確認事項 ③-2 景観保全型広告整備地区か？

◆ 確認事項 ③-3 眺望景観保全地域か？

1. 禁止地域（第5条）

禁止地域とは、広告物の表示等が禁止される地域をいいます。

<都市計画類型>

- ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区
特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区

<景観類型>

- ・ 景観計画の区域のうち市長が特に指定する区域
 <市長が指定する区域>
 集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区、
 河畔林景観区の区域（※ 北部湖岸地域の区域に限る。）
- ・ 歴史的風土保存区域（※ 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた商業地域の区域を除く。）

<文化類型>

- ・ 国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲で市長が指定する区域、史跡名勝天然記念物に指定または仮指定された地域のうち、市長が指定する区域
 <市長が指定する区域>
 指定された建造物などの周囲から50m以内の地域
- ・ 琵琶湖国定公園の区域内の特別地域
- ・ 三上・田上・信楽県立自然公園及び朽木・葛川県立自然公園の区域内の特別地域
- ・ 古墳及び墓地
- ・ 都市公園及び政令で定める公園又は緑地

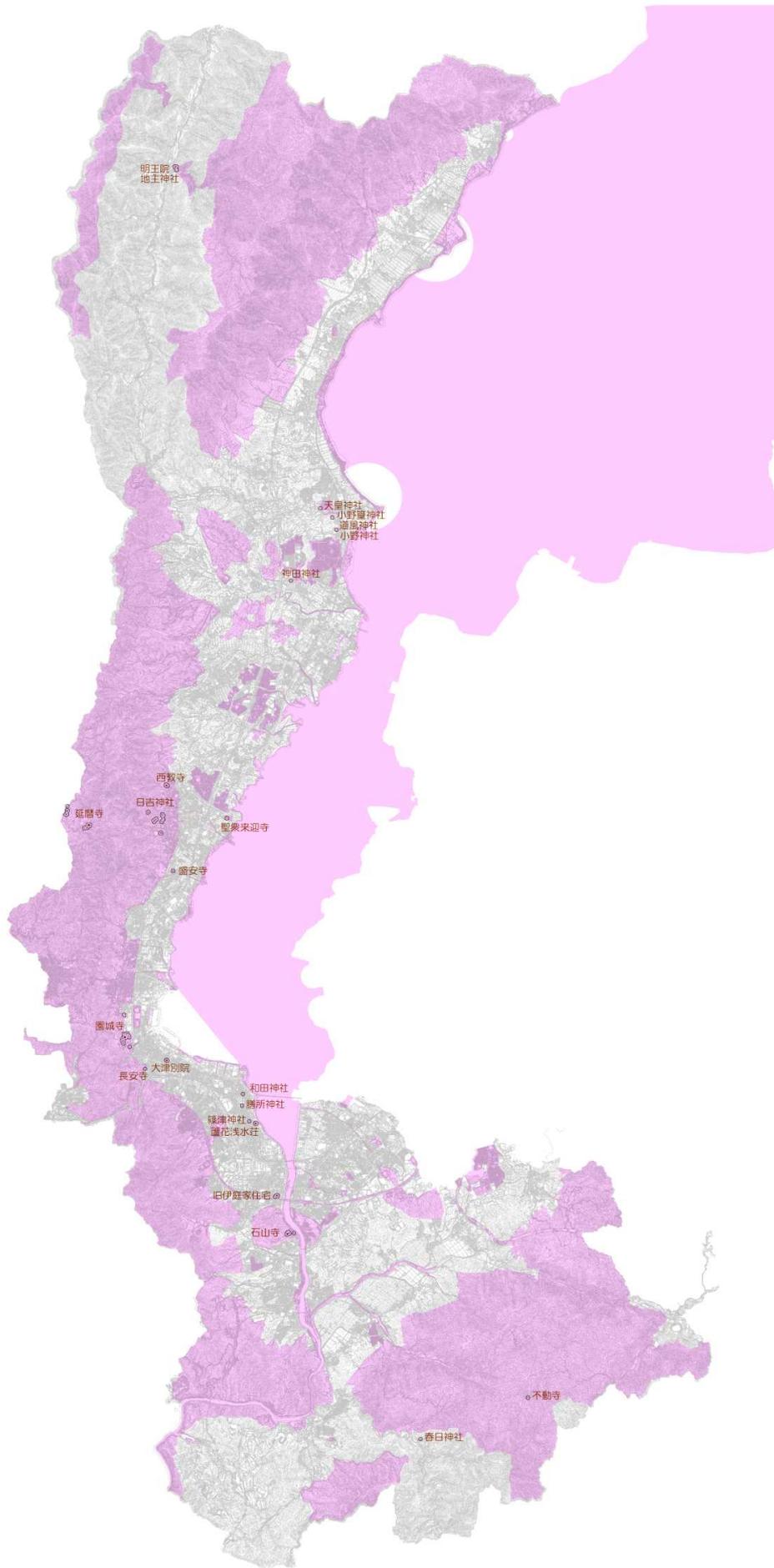
<道路・鉄道類型>

- ・ 鉄道、軌道、索道及び道路のうち市長が特に指定する区間並びにこれらの区間に接続する地域のうち市長が特に指定する区域
 <市長が指定する区域>
 1) 県道高島大津線の大津市木戸959番地先木戸川橋りょうの南端から南船路287番地先同県道とJR湖西線との立体交差点の北端までの区間のうち琵琶湖が展望できる区間及び当該展望できる区間から琵琶湖の汀線までの区域（砂浜樹林景観区及び河畔林景観区の区域を除く。）
 2) 中央自動車道西宮線（名神高速道路）の全線
 3) 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の全線

<その他>

- ・ 市長が必要があると認めて指定する区域

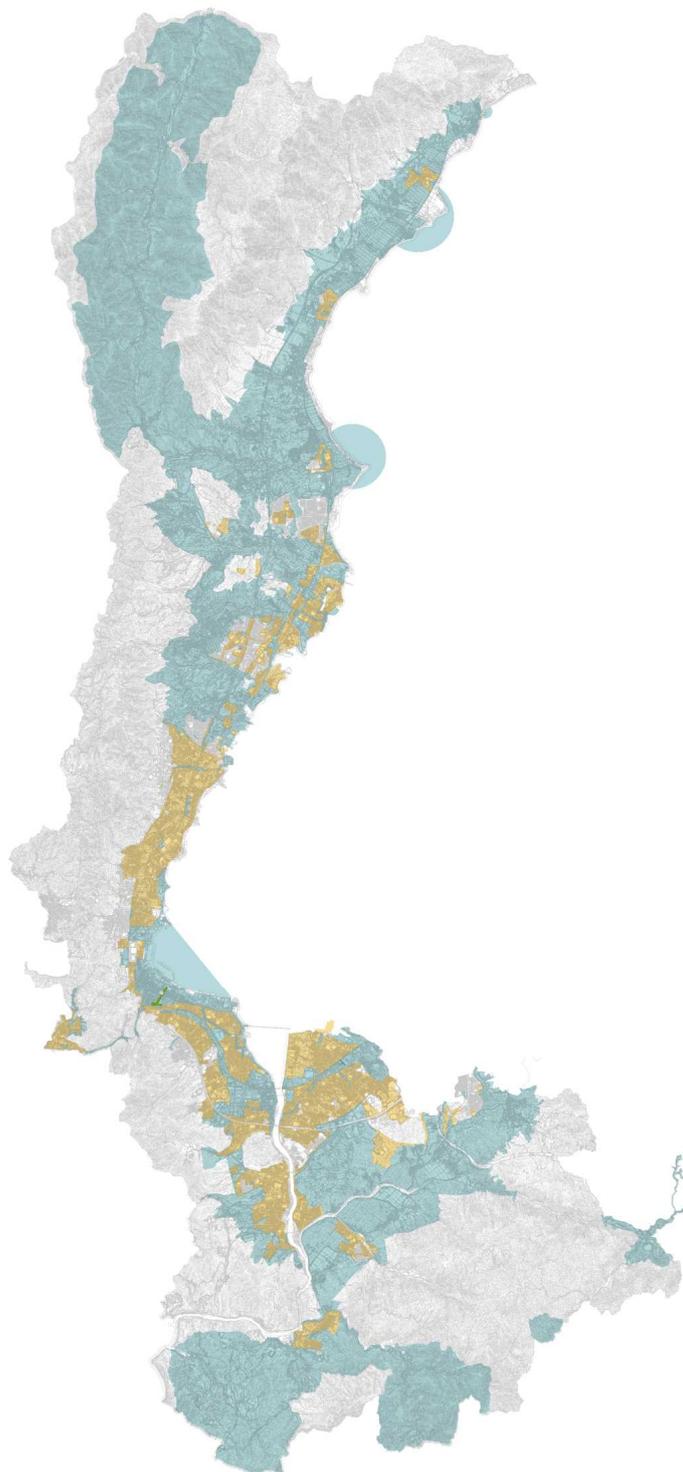
禁止地域

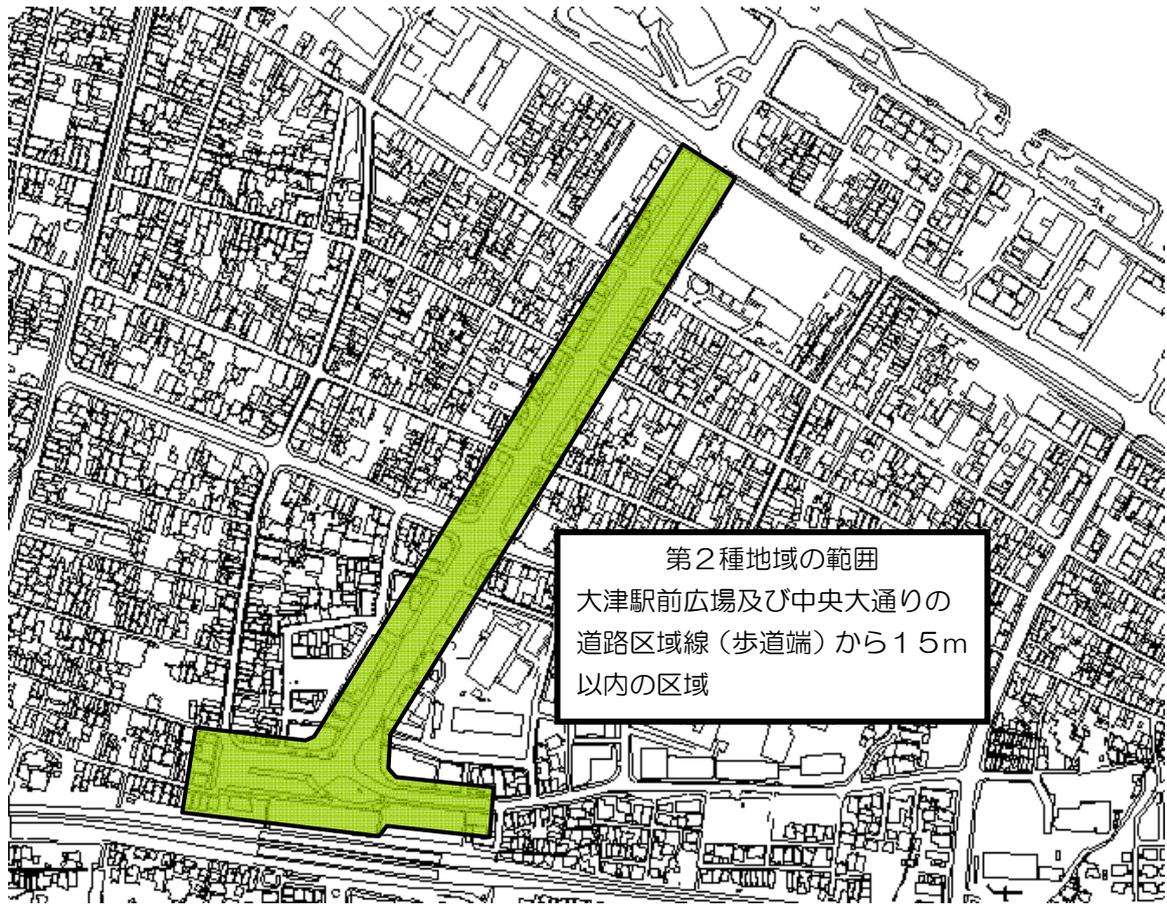


2. 許可地域

禁止地域以外の地域では、広告物の表示等を行う際、許可が必要です（許可地域）。
大津市では、地域の特性に配慮し3種類の許可地域を設けています。

	① 第1種地域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
	② 第2種地域	大津駅前広場及び中央大通りの道路区域線（歩道端）から15m以内の区域
	③ 第3種地域	1種及び第2種に掲げる地域以外の地域





3. 景観保全型広告整備地区（第7条）

良好な景観を保全する必要がある地域や、新たに良好な景観を創出することが必要な地域などで、地域の特性にふさわしい広告景観の形成を図ることを目的に市長が指定する地域をいいます。

景観保全型広告整備地区の指定を受ける場合

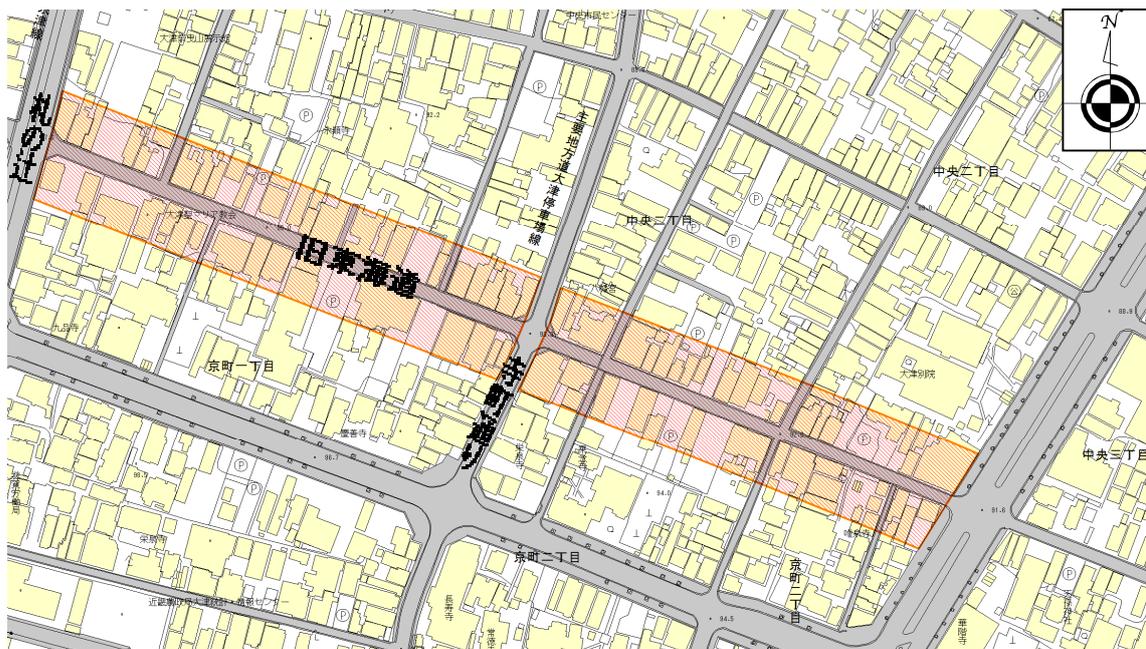
- 景観保全型広告整備地区の指定を行う場合には、「基本方針」を定めます。
＜基本方針に定める事項＞
 - その地区で目指すべき広告景観のあり方を示した「基本構想」
 - 具体的な屋外広告物の表示等の誘導基準として、表示等の位置、形状、面積、色彩、意匠などの「表示の方法に関する事項」
- 景観保全型広告整備地区の指定は、大津市景観審議会の意見を聴いた上で、決定されます。（告示対応）

景観保全型広告整備地区内で、広告物の表示等を行う場合

- 景観保全型広告整備地区内で、広告物の表示等を行う場合は、景観保全型広告整備地区ごとの「基本方針」に適合するように努めなければなりません。
- 景観保全型広告整備地区内に広告物の表示等を行う場合は、市長への届出が必要となります。
- 届出の内容によっては、助言又は勧告されることがあります。

現在の景観保全型広告整備地区指定箇所

旧東海道沿道京町通り地区



旧東海道沿道のうち、札の辻から寺町通りまでの約230mと、寺町から中央大通りまでの約200mの区間で、道路中心線から南北に25mまでの区域が指定されています。

景観保全型広告整備地区における広告物の表示に関する基準

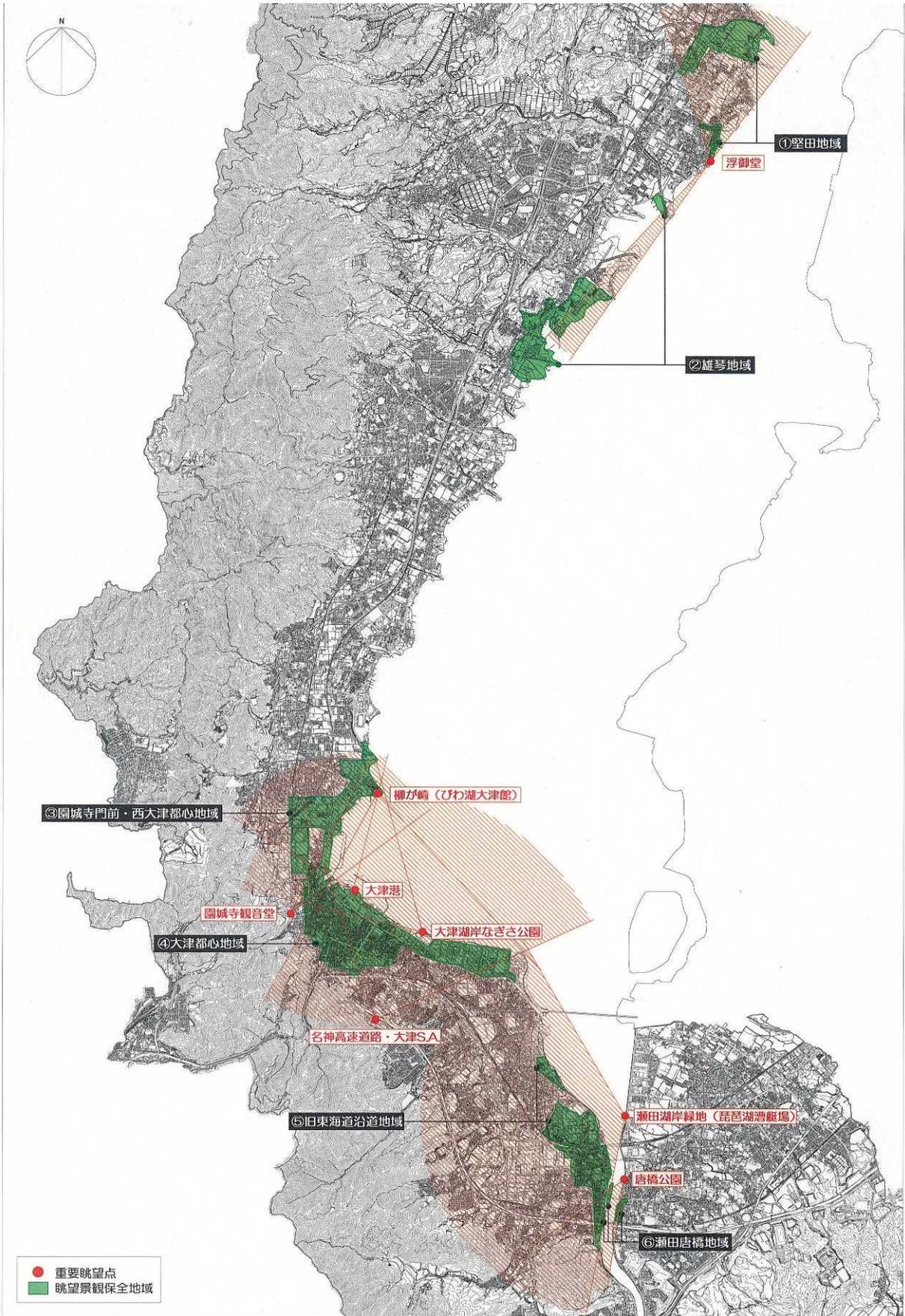
旧東海道沿道京町通り地区

大津市屋外広告物条例上の区分		景観保全型広告整備地区
種類	規制基準（規則別表第2）	規制
屋上	設置高さの2/3以内 かつ 20m以下	禁止
壁面	表示される壁面の1/2以下	表示面積は3平方メートル以下 一壁面につき1個以内（管理上の必要に基づく場合は除く。） 厚さは0.2m以下
突出	上端は取付け壁面の高さを越えない 取付け壁面から1.5m以下 かつ 道路 上への突出し幅は1m以下 下端高さ 歩道上は2.7m以上、車道上 4.7m以上	現行基準 + 一建築物につき1個以内
野立	20m以下	高さは4m以下 一方向から見て3平方メートル以下 一敷地につき1個以内（管理上の必要に基づく場合は除く。）
電柱の類	巻付け 下端高さ 1.2m以上 長さ 1.8m以下 袖付け 下端高さ 歩道上2.7m以上、車道4.7m以上 長さ 1.5m以下 突出 幅0.9m以下	現行基準
立看板	規定なし	一事業所につき2個以内
広告旗		一事業所につき2個以内
はり紙		周辺に調和
はり札		周辺に調和
アーチ広告物		周辺に調和
広告幕		周辺に調和
アドバルーン		禁止
ぼんぼり		周辺に調和
管理用	広告物の種類による	各広告物の規制基準 + 表示面積は2平方メートル以下
電光表示 （発光及び照射するもの全てを含む）		各広告物の規制基準 + 表示内容が動いて見えるものは禁止 表示面積は各広告物規制の4分の1以下 自ら発光する物は、輝度を抑えるよう努める 一敷地につき1個以内

4. 眺望景観保全地域

大津市景観計画で定められた眺望景観保全地域をいいます。
眺望景観保全地域ごとに、重要眺望点が設定されています。
詳細は大津市景観計画をご確認ください。

眺望景観保全地域名	重要眺望点
堅田地域	浮御堂（北向き）
雄琴地域	浮御堂（南向き）
園城寺門前・西大津都心地域	大津港 大津湖岸なぎさ公園（打出の森） 園城寺観音堂（展望所）
大津都心地域	柳が崎（びわ湖大津館） 名神高速道路（大津 S.A.）
旧東海道沿道地域	瀬田湖岸緑地（琵琶湖漕艇場）
瀬田唐橋地域	唐橋公園



I - 5 適用除外

◆ 確認事項 ④ 許可の申請が必要かどうか？

適用除外かどうか？

1. 適用除外（第8条）

条例の規定が適用されない広告物は以下のとおりです。
地域や形態によって、許可の申請が除外される場合もあります。

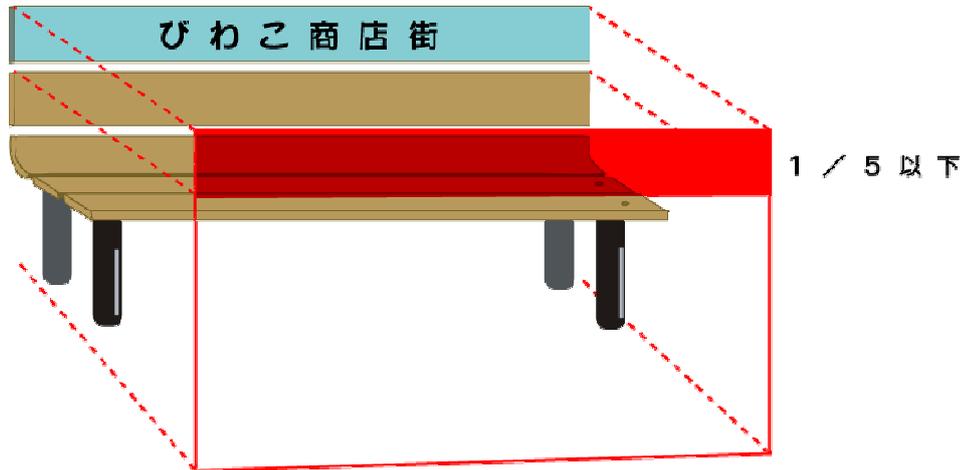
(1) 禁止物件、禁止地域、許可地域、 景観保全型広告整備地区において許可なく表示等を行うことので きる広告物

- 1) 道路標識など法令の規定により表示するもの
例) 史跡・名勝・天然記念物の標識および説明板（文化財保護法）、道路標識（道路法）など
- 2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札など
例) 選挙用ポスターなど
- 3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示するもの
- 4) 景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
- 5) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に、その所有者や管理者が自己の氏名、名称、店名、商標、又は自己の事業、営業の内容を表示するための広告物で、表示面積の合計が5㎡以内のもの。
※ 5㎡を超えるものについては、許可が必要です。
- 6) 次の禁止物件で、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、表示面積の合計が5㎡以内のもの。
※ 5㎡を超えるものについては、許可が必要です。
 - (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 街路樹及び路傍樹並びにこれらの支柱
 - (3) 彫像及び記念碑
 - (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (5) 公用又は公共用の石垣、擁壁の類
 - (6) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び公衆便所
 - (7) 信号機、道路標識及び交通安全施設、駒止めの類並びに里程標の類
 - (8) 消火栓、防火水槽及びその防護さく、火災報知機並びに火の見やぐら
 - (9) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
 - (10) ガスタンク、水道タンクその他のタンク類
 - (11) 市長が特に必要があると認めて規則で定める物件
- 7) ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

8) 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名などを表示するもののうち、次の基準に適合するもの

くす箱、ベンチなど、公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物で、その大きさが、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの1/5以内のもの。

1/5を超えるものについては、許可が必要です。



(2) 禁止地域や許可地域において

許可なく表示等を行うことのできる広告物

1) 自己の事業所などに表示する一定規模以下の自家用広告物^{※1}で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの

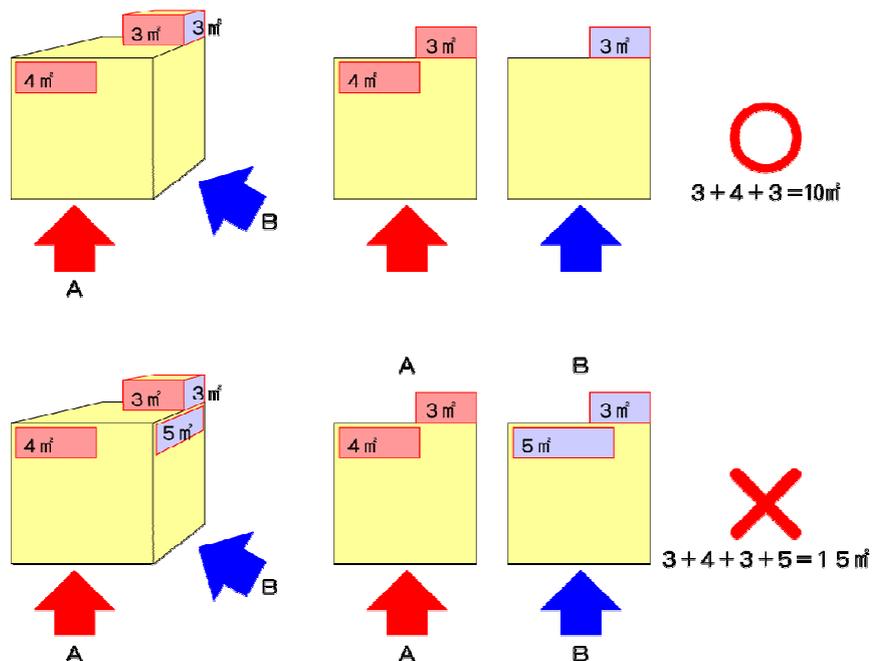
- ① 禁止地域の場合・・・表示面積の合計が5㎡以内
- ② 許可地域の場合・・・表示面積の合計が10㎡以内

ただし、禁止物件に表示等を行うことはできません。

※「禁止地域5㎡以内、許可地域10㎡以内」の考え方

これらの面積の基準は、同一敷地^{※2}当たり表示等を行うことのできる広告物の総表示面積の量を定めたものです。同一敷地内に数種類の広告物の表示等を行う場合は、それらの表示面積の合計が、基準以下である場合は、適用を除外します。

例えば許可地域において、ある一面から見て壁面広告物4㎡、屋上広告物が3㎡、もう一面から見て壁面広告物5㎡、屋上広告物3㎡である場合は、（各種広告物を単体でとらえたときや、ある一面から見たときには基準以内の面積であるが）面積の総合計では10㎡を超えるので、許可が必要になります。



※1「自家用広告物」とは、

自己の氏名、名称、店名、若しくは商標、又は自己の事業、若しくは営業を表示するための自己の住所、又は事業所、営業所、若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件のことをいいます。

なお、自家用広告物を建てる敷地については、そこを単に所有・賃借しているだけでなく、その土地が広告物の示す事業に供されている必要があります。つまり、広告物の表示等を行う目的のみで所有・賃借していると考えられる土地にある場合は、自家用広告物とはなりません。

※2「同一敷地内」の考え方

一体として利用している敷地を同一敷地として考えます。また、事業所および営業所などと、道路・河川などを挟んで隣接する土地については同一敷地内の自家用広告物の掲出地として認めます。

- 2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で、表示面積が5㎡以下のもの
- 3) 冠婚葬祭又は祭礼などのための一時的なもの
- 4) 講演会、講習会、展覧会、音楽会などのため、その期間中に会場の敷地内で表示等を行うもの
- 5) 建設工事について当該工事期間中に表示等を行うもの、又は工事現場の板塀などを利用して表示等を行うもので、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものではないこと。
- 6) 人、動物又は車両、船舶など移動するものに表示する広告物
- 7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 8) 政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙などで、次の基準を満たすもの。
 - ① はり紙又ははり札（これらに類するものを含む。）にあっては、表示面積が1㎡以下であること。
 - ② 立看板（これに類するものを含む。）及び掲出物件（これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。）にあっては、表示面積が2㎡以下であって、地上からの高さが2m以下であること。
 - ③ 広告旗（これを支える台を含む。）にあっては、表示面積が2㎡以下であって、長さが3m以下であること。
 - ④ 表示面の下地の色は、原則として高彩度でなく、かつ、蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
 - ⑤ 表示者名又は管理者名及び連絡先が明示されていること。
 - ⑥ 表示し、又は掲出する場所又は施設などの管理者（管理者がない場合にあっては、その所有者）の承諾を得て広告物を表示し、又は掲出物件を掲出するものであること。
- 9) 次の内容を明示して表示する広告物、又はその掲出物件
 - ① 表示又は設置の日
 - ② 表示又は設置の日から14日以内に自ら除却する旨
 - ③ 責任者の住所、氏名及び連絡先

(3) 市長の許可を受けた場合に限り、禁止地域において 表示等を行うことのできる広告物

- 1) 自家用広告物で、表示面積の合計が5㎡を超えて15㎡以下のもの。
送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類への表示等を除きます。
禁止地域では、表示面積の合計が15㎡を超えるものは許可できません。
- 2) 道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物、若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はその掲出物件。

(4) 国、地方公共団体、市長が定める公共的団体が 表示等を行うことのできる広告物

国、地方公共団体などが、表示等を行う広告物についてもあらかじめ市長に通知や届出をする必要があります。

1) 国、地方公共団体が行う広告物の表示等について

国、地方公共団体が行う広告物の表示等については、許可は不要ですが、所定の様式（国・地方公共団体屋外広告物通知書）による市長への通知が必要です。ただし、前述の許可が不要な広告物を除きます。

■ 通知書への添付書類

- ① 表示し、又は設置等を行う場所を示す地図（縮尺1/2、500以上のもので、かつ、表示等する場所から半径500m以内の地域の全域を表示するものに限る。）
- ② 色彩及び意匠を明らかにした図面
- ③ 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
- ④ 土地又は建築物などとの関係を明らかにした配置図
- ⑤ 周囲の状況が分かるカラー写真（通知を行う日の最近30日以内に撮影した写真で、撮影年月日を記入したもの）

2) 公共的団体とは、次に掲げるものをいいます。

■ 公共的団体

- ① 自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体
- ② 日本赤十字社
- ③ 共同募金会その他の社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する公共的団体

3) 公共的団体が公共的目的をもって行う広告物の表示等について

公共的団体が公共的目的をもって行う広告物の表示等については、許可は不要ですが、所定の様式（公共的団体屋外広告物届出書）による市長への届出が必要です。ただし、前述の許可が不要な広告物を除きます。

I-6 許可の基準

◆ 確認事項 ⑤ 許可基準に適合しているか？

禁止地域以外において広告物の表示等を行う場合は、市長の許可が必要です。
詳細な基準は、規則で規定しています。

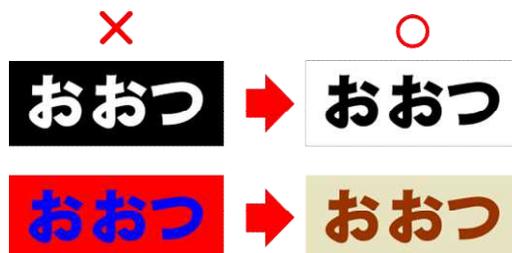
1. 一般基準（規則第8条 別表第2）

- ・「大津市屋外広告物条例施行規則」により、屋外広告物の許可に関する一般的な基準として次のとおり規定しています。

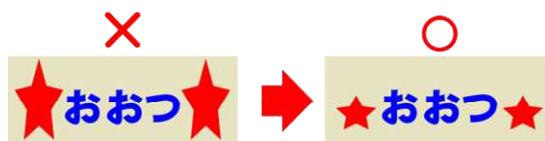
1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠などを周囲の景観に調和させること。



2) 原則として表示面（文字、記号又は図を表示する部分をいう。）の下地の色は、黒及び高彩度色*1を使用しないこと。



3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小*2にとどめること。



4) 蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。

5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を書しないこと。

6) ネオンサイン又はこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

※1：「黒」・「高彩度色」については、JIS 標準色票のマンセル表色系を基準とします。

「黒」とは、明度N2.0未満を指します。

「高彩度色」とは、禁止地域、第一種許可地域では彩度10を超えるもの、第二種許可地域、第三種許可地域では彩度12を超えるものを指します。

※2：「最小」とは、表示面積の20%以下を指します。

2. 個別基準

屋外広告物の表示等を行おうとする地域や屋外広告物の種類ごとに、高さや表示面積、表示等の場所などについて規定しています。

屋外広告物の種類		地域	規定している事項								
			高さ	表示面積	表示等の場所	屋上などの水平投影面	支柱などの配慮	個数	眺望	距離	
禁止地域内	共通			総面積							
	自家用	a. 屋上広告物	○			○	○				
		b. 壁面広告物		○	壁面内						
		c. 突出広告物	○	突出幅							
		d. 野立広告物	○								
道標、案内図板の類	野立広告物	地域イ・ロ	○	○				○(ロ)	○(イ)		
		野立広告物以外	地域イ・ロ	○	○				○(ロ)	○(イ)	
許可地域内	建物を利用する広告物	自家用	a. 屋上広告物	第1種地域	○			○	○		
				第2種地域	○			○	○	○	○※1
				第3種地域	○			○	○		○※1
		b. 壁面広告物	第1種地域		○	壁面内					
			第2種地域		○	壁面内			○		
			第3種地域		○	壁面内					
		c. 突出広告物	第1種地域	○	突出幅					○	
			第2種地域	○	突出幅						
			第3種地域	○	突出幅						
	自家用以外	a. 屋上広告物	第1種地域	○			○	○			
			第2種地域	○			○	○	○	○※1	
			第3種地域	○			○	○		○※1	
		b. 壁面広告物	第1種地域		○	壁面内					
			第2種地域		○	壁面内			○		
			第3種地域		○	壁面内					
	c. 突出広告物	第1種地域	○	突出幅					○		
		第2種地域	○	突出幅							
		第3種地域	○	突出幅							
野立広告物	自家用	野立広告物	第1種地域	○							
			第2種地域	○					○		
			第3種地域	○							
	自家用以外	a. 野立広告物	地域A	○	○					○※2	○
			地域B	○	○					○※2	○
			地域C	○	○					○※2	○
			地域D	○						○※2	○
		b. 道標、案内図板の類	主要路線沿道	○	○					○	
			c. a b以外	第1種地域	○						
		第2種地域	○					○			
		第3種地域	○								
電柱の類を利用する広告物	巻き付け広告物		○					○			
	袖付け広告物		○	突出幅	○			○			

<禁止地域>

地域イ：大津市景観計画に定められた集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区の区域（北部湖岸地域に限る。）

地域ロ：禁止地域内の、地域イ以外の地域

<許可地域>

第1種地域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第2種地域：大津駅前広場及び中央大通り沿道

第3種地域：第1種及び第2種に掲げる地域以外の地域

地域A：鉄道（東海道新幹線を除く。）、軌道及び索道から片側100m以上500m以内の両側の地域

地域B：東海道新幹線から片側500m以上1,000m以内の両側の地域

地域C：一般国道全線、県道高島大津線、県道大津能登川長浜線から片側30m以上500m以内の両側の地域

地域D：高速自動車国道から片側500m以上1,000m以内の両側の地域

主要路線沿道：鉄道（東海道新幹線を除く）、軌道又は索道から100m以内の区域、一般国道全線並びに県道高島大津線及び県道大津能登川長浜線から30m以内の区域並びに東海道新幹線及び高速自動車国道から500m以内の区域

※1：大津市景観計画で定める眺望景観保全地域に該当する地域にあっては、大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖水面を遮蔽しないこと。

※2：第2種地域に限る。

(1) 禁止地域において市長の許可を得て 表示等を行うことのできる広告物の許可基準

禁止地域で、広告物を掲出する場合には、次の基準による許可が必要です。

1) 自家用広告物の場合

■ 共通基準

① 同一敷地内における表示面積の合計は、15㎡以下であること。
ただし、面積の合計が5㎡以下であれば、許可申請は不要となります。

4㎡ x 2面
4㎡ x 1面 = 4㎡
4㎡ x 2面 = 8㎡
4 + 8 = 12㎡

4㎡ x 2面
4㎡ x 1面 = 4㎡
4㎡ x 2面 = 8㎡
3㎡ x 4面 = 12㎡
12 + 4 + 8 = 24㎡

■ 屋上広告物

① 高さは、地上から広告物を表示等を行う箇所までの高さの2/3の範囲内であつて、かつ、3m以下であること。
② 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。
③ 広告物又は掲出物件を支持する支柱などが見えないよう、外枠などで覆うものであること。

屋上等の水平投影面積をはみださない

支柱等を外枠等で覆う

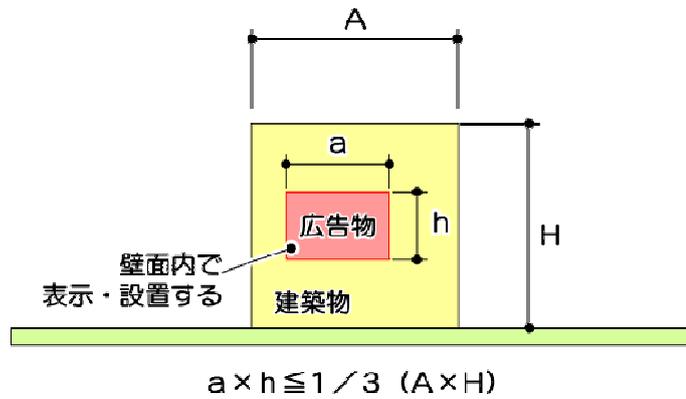
h = 広告物の高さ

H = 地面から設置面までの高さ

h ≤ H × 2/3 かつ、
h ≤ 3m

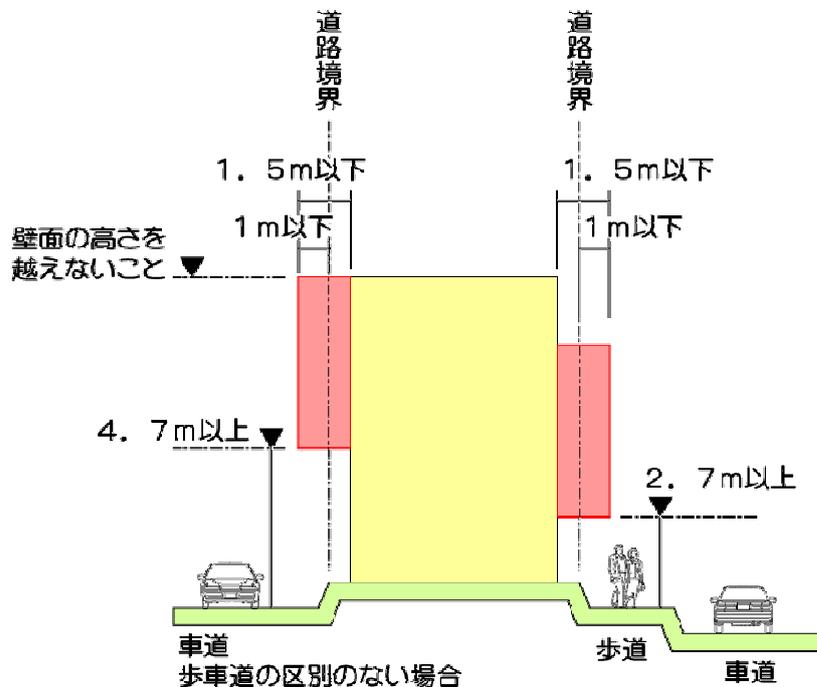
■ 壁面広告物

- ① 表示面積は、表示される壁面の面積の1/3以下であること。
- ② 壁面内で表示等を行うものであること。



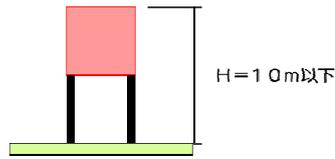
■ 突出広告物

- ① 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。
- ② 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。
- ③ 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。



■ 野立広告物

- ① 高さは、地上から10m以下であること。



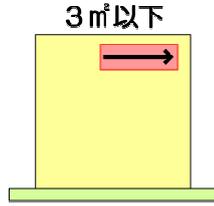
2) 道標、案内図板の類の場合

道標、案内図板とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている広告物を指します。(住所、電話番号については、案内内容に含みません。)

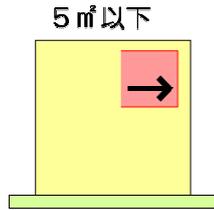
ただし、救急告示病院については、この限りではありません。

	地域イ 大津市景観計画に定められた集落水辺 景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観 区、ヨシ原樹林景観区及び河畔林景観区 の区域（北部湖岸地域に限る。）	地域ロ 地域イ以外の地域
野立 広告物	<p><面積> 一方向から見た面積の合計は、3㎡以下 であること。ただし、2以上の者が共同 で表示等を行う場合にあっては、5㎡以 下とする。</p> <p><高さ> 地上からの高さは、4.5m以下である こと。</p> <p>(2以上の者が共同)</p>	<p><面積> 一方向から見た面積の合計は、5㎡以下 であること。ただし、10以上の者が共 同で表示等を行う場合にあっては、30 ㎡以下とする。</p> <p><高さ> 脚の部分を除いた高さは、4.5m以下 であること。</p>
	<p><距離> 同一の表示者*1が表示等を行うものに あっては、広告物間の距離は500m以 上であること。ただし、市長が特に認め た場合は、この限りでない。</p>	<p><個数> 同一の表示者*1が表示等を行うものに あっては、同一地域内*2に2個以下で あること*3。ただし、市長が特に認め た場合は、この限りでない。</p>

<面積>
 一方向から見た面積の合計は、3㎡以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示等を行う場合にあっては、5㎡以下とする。

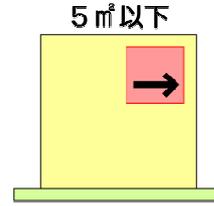


(2以上の者が共同)

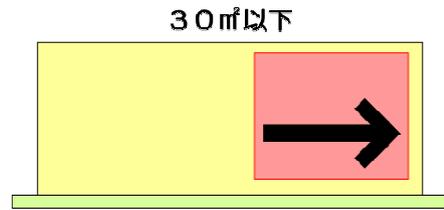


<距離>
 同一の表示者※1が表示等を行うものにあつては、広告物間の距離は500m以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

<面積>
 一方向から見た面積の合計は、5㎡以下であること。ただし、10以上の者が共同で表示等を行う場合にあっては、30㎡以下とする。



(10以上の者が共同)

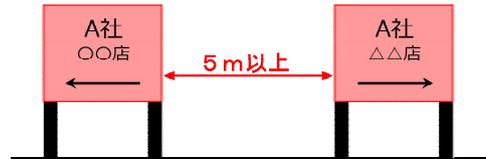


<個数>
 同一の表示者※1が表示等を行うものにあつては、同一地域内※2に2個以下※3であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

※1：ここでいう同一の表示者とは、同一の広告主をいいます。「A社〇〇店」と「A社△△店」のように店舗名のみが異なっている場合は、同一の表示者と判断します。

※2：同一地域とは半径100mの範囲で、案内図板の乱立を防ぎます。

※3：同一の表示者が表示等を行う場合は、広告物間の距離を5m以上確保してください。



(2) 許可地域に表示等を行うことのできる広告物の許可基準

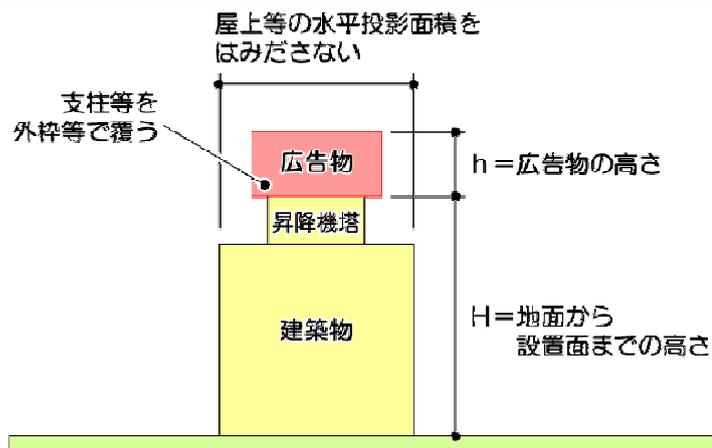
禁止地域以外で広告物の表示等を行う場合には、地域ごとの基準による許可が必要です。

1) 建築物を利用する広告物

ア 自家用広告物

a. 屋上広告物

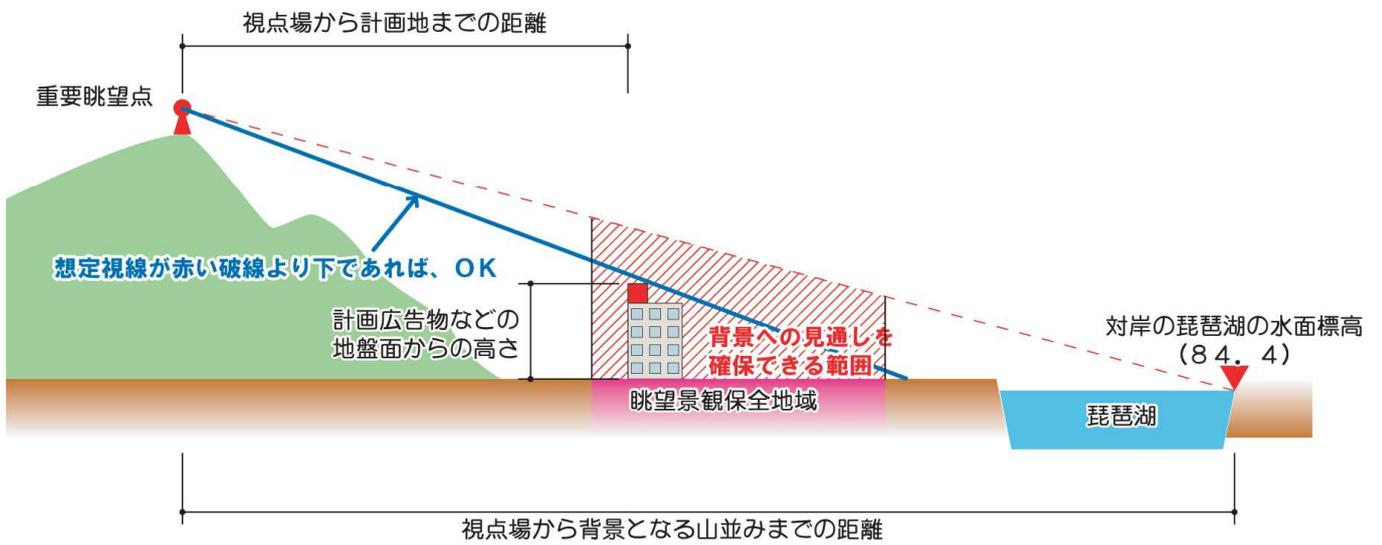
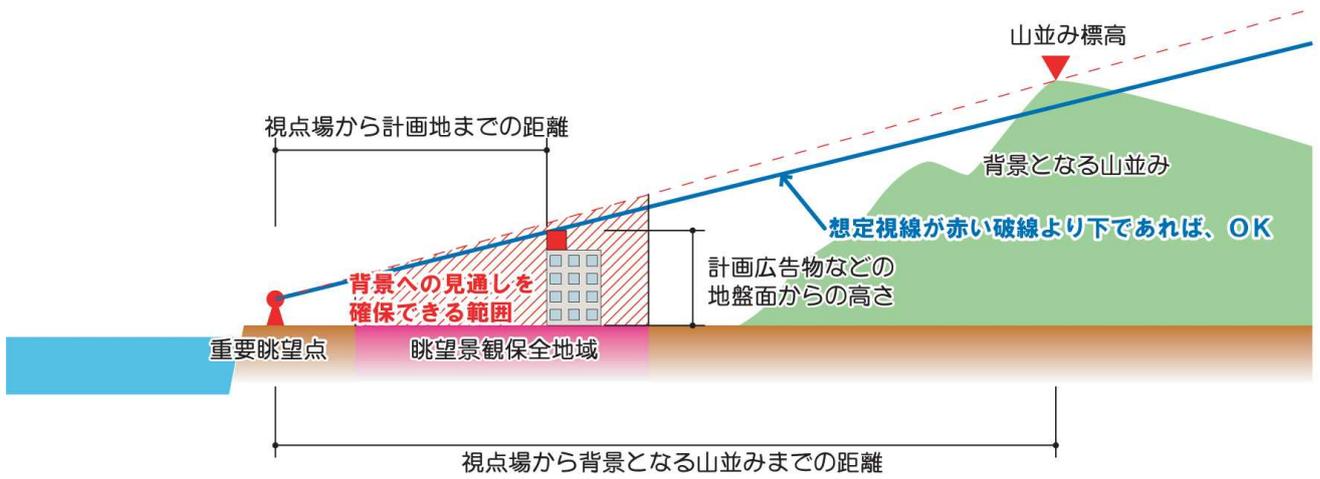
地域	規格
① 第1種地域	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、10m以下であること。 2 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱などを見えないよう外枠などで覆うものであること。
② 第2種地域	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20m以下であること。 2 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱などを見えないよう外枠などで覆うものであること。 4 一の建築物につき1個以内であること。 5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。 ^{※1} 6 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖面を遮蔽しないこと。 ^{※2}
③ 第3種地域	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20m以下であること。 2 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱などを見えないよう外枠などで覆うものであること。 4 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域に該当する地域にあっては、同計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖面を遮蔽しないこと。 ^{※2}



$h \leq H \times 2/3$ かつ、
 10m以内 (第1種地域)
 20m以内 (第2種地域・第3種地域)

※1：「周辺の町並みの景観と不調和でない」については、「大津市景観計画ガイドライン2（景観地域基準編）」または「大津市景観計画ガイドライン3（湖岸軸基準編）」の色彩の項目を参考にしてください。

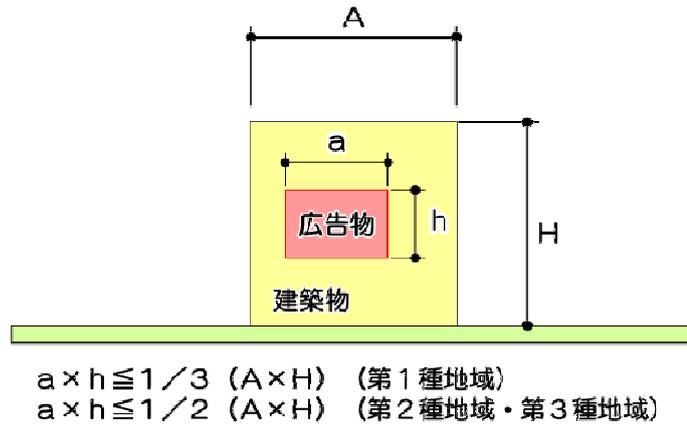
※2：眺望景観保全地域の位置や背後の山並みの稜線又は琵琶湖面を遮蔽しないかどうかの確認などについては、「大津市景観計画ガイドライン4（眺望景観基準編）」をご確認ください。



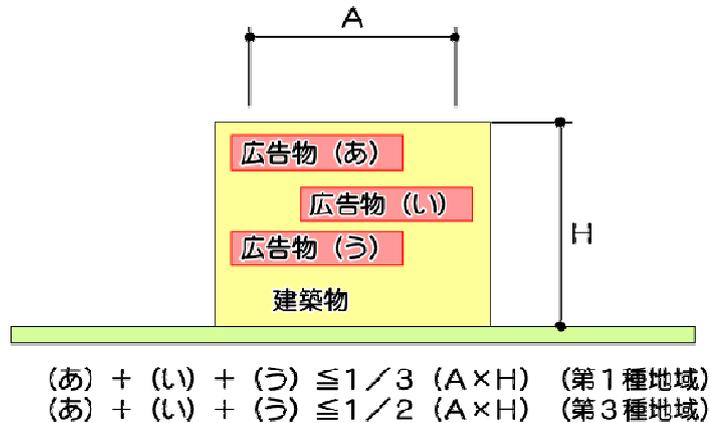
b. 壁面広告物

地域	規格
① 第1種地域	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示等を行うものであること。*1
② 第2種地域	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示等を行うものであること。 3 一の事業所につき1壁面に1個以内であること。 4 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。
③ 第3種地域	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示等を行うものであること。

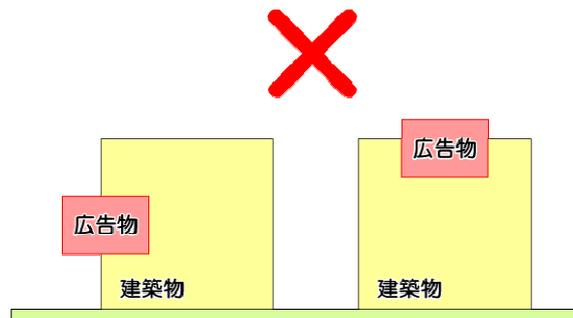
① 広告物が1つの場合



② 複数の広告物が掲出されている場合
(第2種地域では、一の事業所につき1壁面に1個以内)

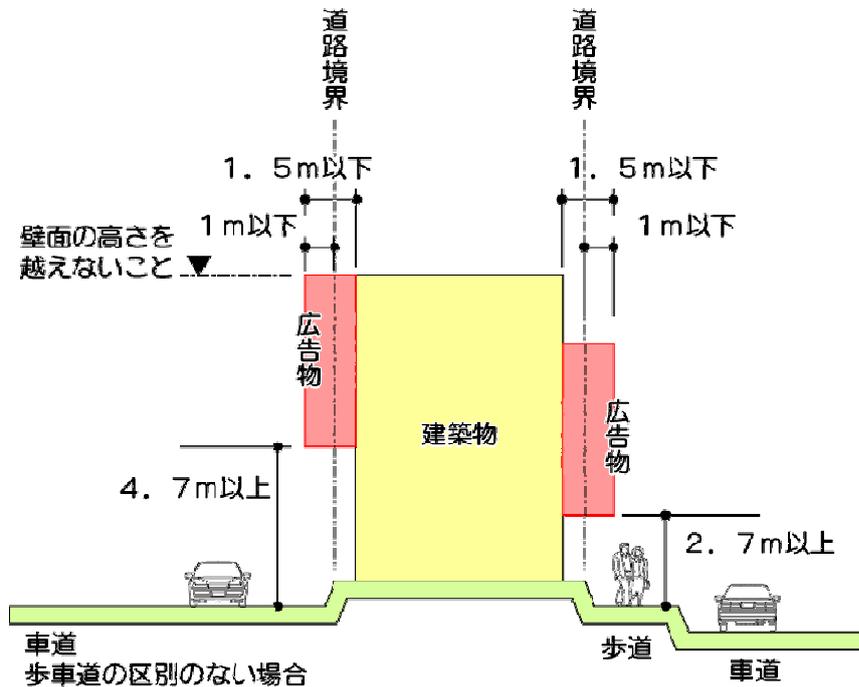


*1：スカイラインを乱すことになるため、壁面広告物を建築物の横や上に突き出すことはできません。



c. 突出広告物

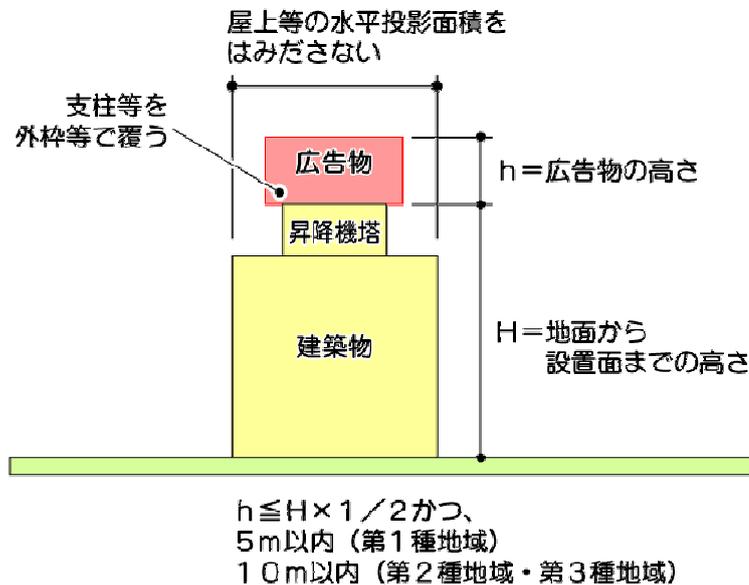
地域	規格
① 第1種地域	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。
② 第2種地域	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。 4 一の事業所につき1個以内であること。 5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。
③ 第3種地域	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。



イ 自家用以外の広告物

a. 屋上広告物

地域	規格
① 第1種地域	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5m以下であること。 2 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱などを見えないよう外枠などで覆うものであること。
② 第2種地域	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。 2 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱などを見えないよう外枠などで覆うものであること。 4 一の建築物につき1個以内であること。 5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。 6 大津市景観計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖面を遮蔽しないこと。
③ 第3種地域	1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10m以下であること。 2 屋上などの水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物又は掲出物件を支持する支柱などを見えないよう外枠などで覆うものであること。 4 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域に該当する地域にあっては、同計画で定める重要眺望点から見通したときの広告物の上端が背後の山並みの稜線又は琵琶湖面を遮蔽しないこと。



b. 壁面広告物

地域	規格など
① 第1種地域	1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示等を行うものであること。
② 第2種地域	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示等を行うものであること。 3 一の事業所につき1壁面に1個以内であること。 4 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物を設置している建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。
③ 第3種地域	1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。 2 壁面内で表示等を行うものであること。

※自家用と同じです。I-33ページを参照ください。

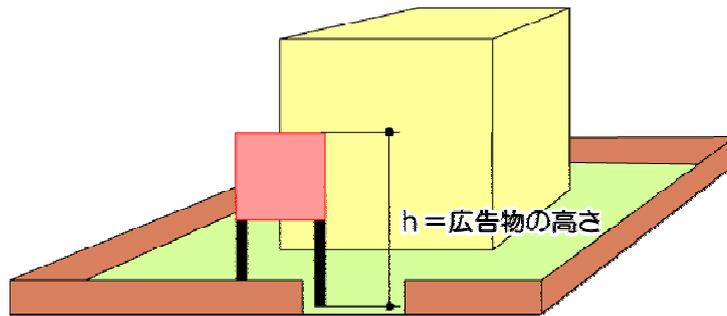
c. 突出広告物

地域	規格など
① 第1種地域	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。
② 第2種地域	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。 4 一の事業所につき1個以内であること。 5 表示面及び表示面の下地の色彩が、広告物の表示等を行っている建築物及び周辺の町並みの景観と不調和でないこと。
③ 第3種地域	1 突出し幅は、取付け壁面から1.5m以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1m以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上であること。 3 上端は、取付け壁面の高さを超えないものであること。

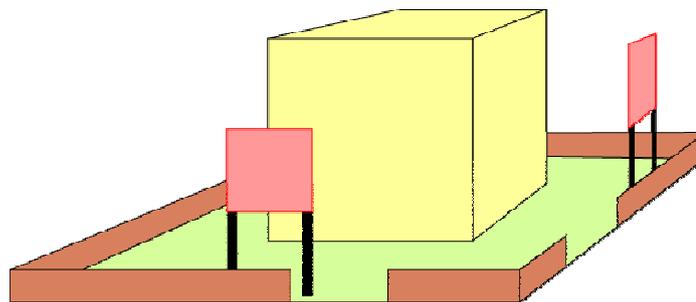
※自家用と同じです。I-34ページを参照ください。

2) 野立広告物
ア 自家用野立広告物

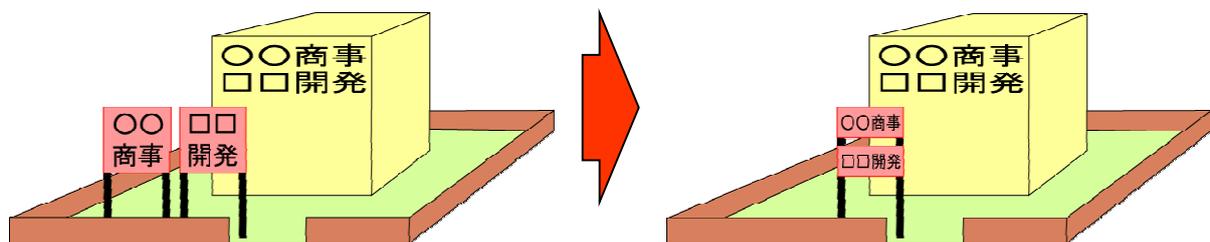
地域	規格など
① 第1種地域	広告物の地上からの高さは10m以下
② 第2種地域	1 広告物の地上からの高さは20m以下 2 一の事業所につき1個以内とする。ただし、当該事業所に複数の入口がある場合は、一の入口につき1個以内とする。 3 表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でないこと。
③ 第3種地域	広告物の地上からの高さは20m以下



$h \leq 10\text{m}$ (第1種地域)
 $h \leq 20\text{m}$ (第2種地域・第3種地域)
 1つの事業所につき1個以内 (第2種地域)



複数の入口がある場合1つの入口につき1個以内 (第2種地域)



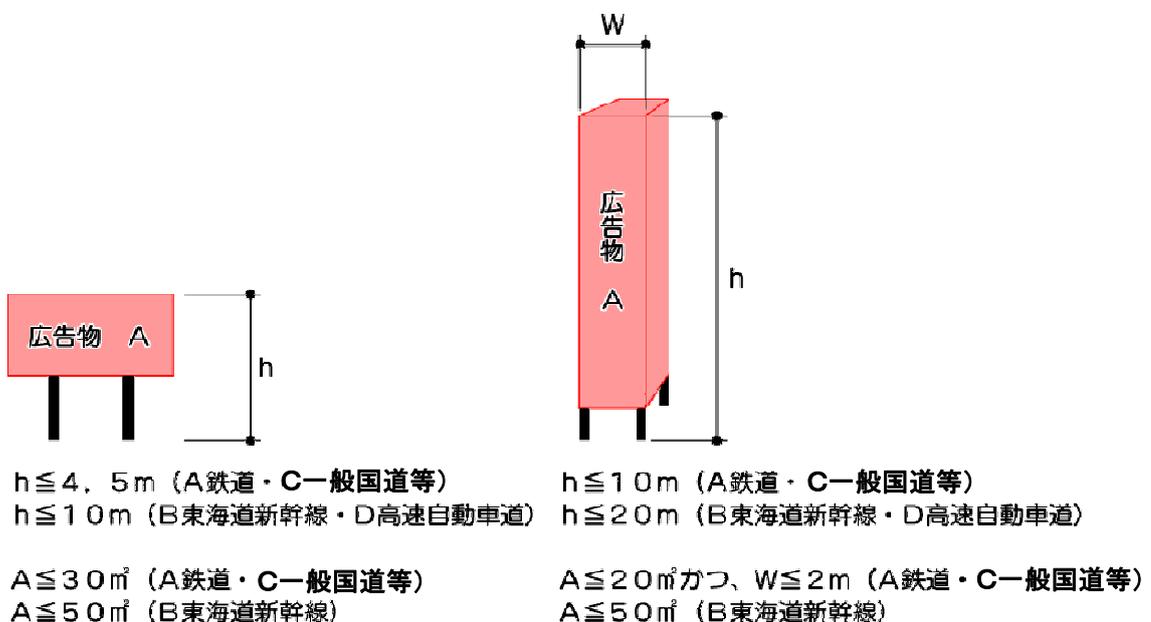
複数の広告物の表示等を行う際は、集合広告物とするなど、なるべくまとめるよう配慮します。

イ 自家用以外の野立広告物

a. 野立広告物（bに掲げるものを除く。）

	広告物の高さ (地上からの高さ)	広告物の表示面積 ※2	自家用以外の 野立広告物同士 の距離
A 鉄道※1、軌道及び索道から、 片側100m以上、 500m以内の両側の地域 (東海道新幹線を除く。)	野立広告板 4.5m以下	野立広告板 30㎡以下	100m以上
	野立広告塔 10m以下	野立広告塔 1面が幅2m以下 20㎡以下	
B 東海道新幹線から、 片側500m以上、 1,000m以内の両側の地 域	野立広告板 10m以下	野立広告板 50㎡以下	300m以上
	野立広告塔 20m以下	野立広告塔 50㎡以下	
C 一般国道全線、県道高島大津 線、県道大津能登川長浜線か ら、片側30m以上、 500m以内の両側の地域	野立広告板 4.5m以下	野立広告板 30㎡以下	100m以上
	野立広告塔 10m以下	野立広告塔 1面が幅2m以下 20㎡以下	
D 高速自動車国道から、 片側500m以上、 1,000m以内の両側の地 域	野立広告板 10m以下		300m以上
	野立広告塔 20m以下		

注1) 第2種地域にあっては、一の事業所につき1個以内とし、表示面及び表示面の
下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でないこと。



※1：路面電車の軌道などを含みます。

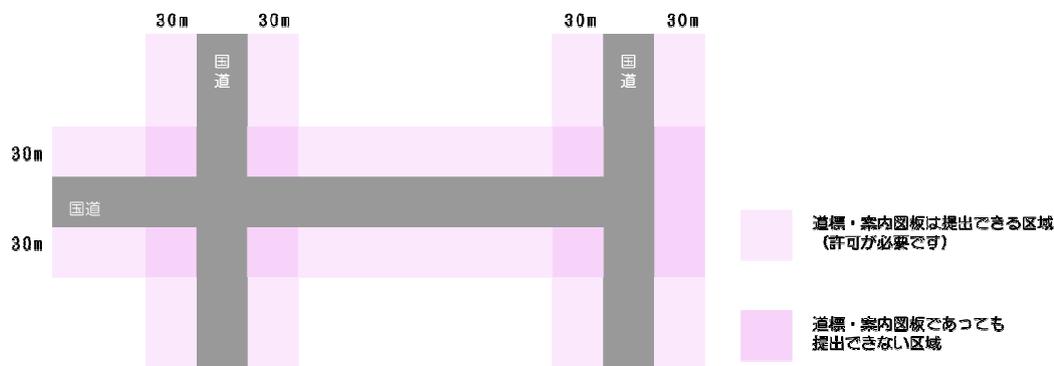
※2：表示面積は、面ごとの上限を基準として定めています。面積の算定についてはI-60ページをご確認ください。

b. 道標、案内図板の類

道標、案内図板とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている広告物を指します。(住所、電話番号については、案内内容に含みません。)

ただし、救急告示病院については、この限りではありません。

また、国道と国道が平面交差する場所から30m以内の区域は、道標、案内図板であっても表示等できません。

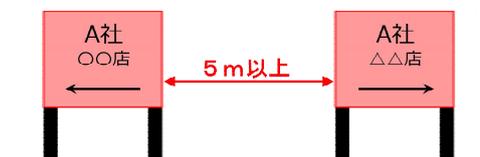


地域	規格
A 鉄道(東海道新幹線を除く)、軌道若しくは索道から100m以内の地域	<p>1 表示面積の合計は、5㎡以下であること。ただし、10以上の者が共同表示等を行う場合にあっては、30㎡以下とする。</p> <p>2 脚の部分を除いた高さは、4.5m以下であること。</p> <p>3 同一の表示者*1 が表示等を行うものにあつては、同一地域内*2 に2個以下*3であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
B 東海道新幹線から500m以内の地域	
C 一般国道全線、県道高島大津線、県道大津能登川長浜線から30m以内の地域	
D 高速自動車国道から片側500m以内の地域	<p>5㎡以下</p> <p>H=4.5m以下 (脚の部分を除く)</p> <p>30㎡以下</p> <p>H=4.5m以下 (脚の部分を除く)</p>

※1：ここでいう同一の表示者とは、同一の広告主をいいます。「A社〇〇店」と「A社△△店」のように店舗名のみが異なっている場合は、同一の表示者と判断します。

※2：同一地域とは半径100mの範囲で、案内図板の乱立を防ぎます。

※3：同一の表示者が表示等を行う場合は、広告物間の距離を5m以上確保してください。

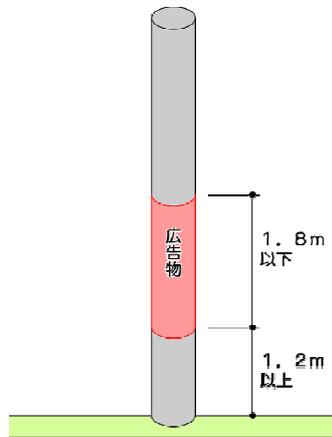


c. a及びbに掲げるもの以外のもの

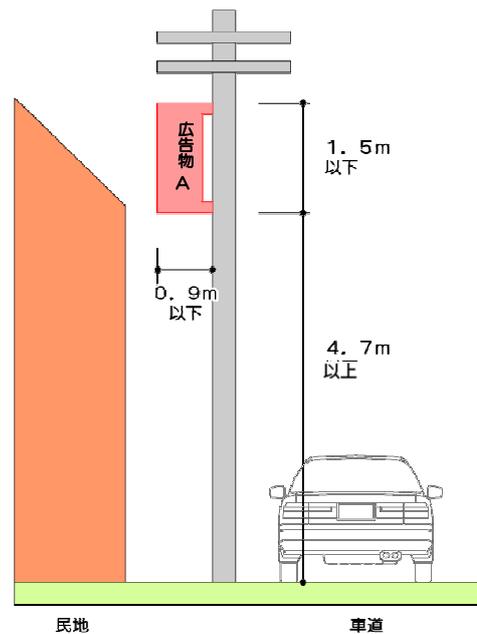
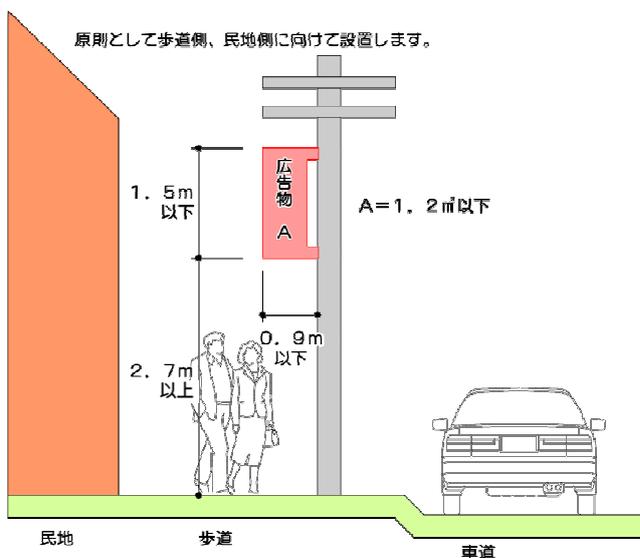
地域		規格など
＜野立広告物＞		
A1 鉄道、軌道及び索道から、片側500mを超える両側の地域(東海道新幹線を除く。)	① 第1種地域	広告物の地上からの高さは10m以下
B1 東海道新幹線から、片側1,000mを超える両側の地域	② 第2種地域	1 広告物の地上からの高さは20m以下。 2 一の事業所につき1個以内。 3 表示面及び表示面の下地の色彩が、周辺の町並みの景観と不調和でないこと。
C1 一般国道全線、県道高島大津線、県道大津能登川長浜線から、片側500mを超える両側の地域		
D1 高速自動車国道から、片側1,000mを超える両側の地域	③ 第3種地域	広告物の地上からの高さは20m以下

3) 電柱の類を利用する広告物

種類など	規格など
巻付け広告物	1 下端の高さは地上から 1.2m以上で、長さは 1.8m以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあっては地上から 2.7m以上、車道上にあっては地上から 4.7m以上で、長さは 1.5m以下、突出し幅は 0.9m以下であること。 ただし、表示面積は 1.2 m ² 以下であること。 2 原則として歩道又は民地側へ向けて表示等を行うものであること。
広告物の個数	1 1柱につき巻き付けにする広告物 1巻きと袖付けにする広告物 1個以内であること。



原則として歩道側、民地側に向けて設置します。



I-7 申請の手続き

◆ 確認事項 ⑥ 書類はそろっているか？

1. 新しく屋外広告物の表示等を行う場合（新規許可申請 第10条）

新しく広告物の表示などを行う場合は、次の書類を提出し、必ず許可を受けてから着工するようにして下さい。

<申請書類>

- 1) 屋外広告物許可申請書（正・副）（所定様式）
- 2) 添付書類

- ① 表示等を行う場所を示す地図
（縮尺1/2, 500以上のもので、かつ表示等を行う場所から半径500m以内の地域の全域を表示するものに限る。）
- ② 色彩及び意匠を明らかにした図面
- ③ 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
- ④ 土地又は建築物などとの関係を明らかにした配置図
- ⑤ 周囲の状況が分かるカラー写真
（申請を行う日の最近30日以内に撮影した写真で、撮影年月日を記入したもの）
- ⑥ 高さが4mを超え、建築基準法に基づく工作物確認の対象となる物件の場合は、管理者が屋外広告物講習会の修了者などであることを証明する書類
- ⑦ 眺望景観保全地域（北部湖岸地域を除く）内の屋上広告物で、地上からの高さが31mを超える場合は、対応する重要眺望点からのカラーシミュレーション写真等※1

<申請者について>

許可の申請者は広告主（＝当該広告物の表示について最終的に責任を負うべき者。法人、個人を問わない）となります。

広告主などから命令を受けて単に広告物の表示等を行おうとする行為者は申請者にはあたりません。

掲出物件についても、広告物を掲出する物件について最終的に責任を負う者が申請者となります。

広告主以外の者（看板業者など）が申請者となっている場合は、申請者が当該広告物に関して総合的に責任を負うことになり、広告物の表示または掲出から維持補修および撤去までの一連の業務を請け負っていることが必要です。

<手数料の納付について>

審査手数料については、I-48ページ参照のこと。

※1：「眺望景観保全地域におけるカラーシミュレーション写真等」については、「大津市景観計画ガイドライン4（眺望景観基準編）」をご覧ください。

■ こんなときは？

・設置済みの掲出物件に新たに広告物を表示する場合

→既に設置済みの掲出物件を賃借りするなどして、新たに広告物を表示する場合は、既に許可済の掲出物件とは別に、広告物の広告主として新規の許可申請が必要となります。既に設置済みの掲出物件の責任者が、その物件を利用して表示される広告物の責任をも請け負う場合は、掲出物件の責任者が「広告主」として申請することができます。この場合は、「変更許可の申請」となります。

・切り替え機能をもつ掲示板の類の場合

→掲示板のように、広告内容を容易に、かつ一定期間ごとに切り替えられる機能を持ち、数種類の広告物を表示することを目的として設置された掲出物件については、当該物件の表示等の責任を負う者が申請者として許可を受ける必要があります。このような掲出物件については、広告物の切り替えは軽微な改装とみなせるので、変更許可申請は不要です。切り替わる広告物は、ポスター、広告幕、電子データなど、様々な形態が考えられます。

■ その他の手続

広告物の高さや設置場所によって、そのほかの手続きが必要となります。以下の場合は、必ずそれぞれの申請の窓口の許可を受けて下さい。

1) 広告物の高さが4mを超える場合

高さが4mを超える広告塔・広告板などは、建築基準法第88条に基づき、着工前に建築主事などによる工作物の確認が必要です。

○問い合わせ先：大津市都市計画部建築指導課
TEL 077-528-2774・FAX 077-523-1505
E-Mail otsu1309@city.otsu.lg.jp

2) 道路上に広告物の表示等を行う場合

道路上（電柱を利用する広告物など、道路上空にあるものも含む）に広告物の表示等を行う場合は、道路法第32条に基づき、道路管理者による道路占用許可が必要です。

また、その掲出のために道路上で表示等に関する作業を行う場合は道路交通法第77条に基づき、警察署長による道路使用許可が必要になります。

道路占用および道路使用許可は、屋外広告物の許可申請の前に済ませていることが望まれます。

（少なくとも担当部署と事前協議を行っていること）

○道路法による道路占用の許可申請の窓口：それぞれの道路管理者
○道路交通法による道路使用の許可申請の窓口：所管警察署

2. 広告物の形態やデザインの変更・改造などをする場合

(条例第16条)

許可を受けて掲出した広告物を改装、改造、移転しようとするときも、必ず事前の許可が必要です。軽微な変更・改造などの場合は必要ありません。

<申請書類>

- 1) 屋外広告物変更許可申請書(正・副)(所定様式)
- 2) 添付書類(新設の場合に同じ)

<許可の申請が不要な軽微な改装または改造とは>(規則第12条第2項)

- 1) 広告物又は掲出物件の塗替え(色彩及び意匠を変更しないものに限る。)、補強、修繕その他許可広告物などの管理上必要な行為
- 2) 広告物又は掲出物件の規模の縮小で、色彩、意匠、形状、材料及び構造を大幅に変更しないもの
- 3) 掲示板その他はり紙などの定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙などのはり替え
- 4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場などの営業又は催事の内容を表示する広告物の定期的な取替え又は書換えで、表示者及び管理者の変更並びに表示面積の拡大がないもの

- ※ 変更許可における許可期間は、「その許可をしたときから」数えます。前の許可における許可期間が残っていても、変更許可をした時点でリセットされます。
- ※ 許可基準は新規許可の基準と同じです。
- ※ 広告物の大きさが変わらない限り、手数料も同じとなります。

■ こんなときは?

・申請者と広告物の両方が変更になった場合

→原則として申請者に変更があった場合は、住所氏名変更届出書(所定様式)を提出し、広告物に変更があった場合は、屋外広告物変更許可申請書(所定様式)を提出することになります。

ただし店舗が変更する場合など、申請者と広告物の両方を、一度に変更する場合は、屋外広告物変更許可申請書のみ提出すればよいものとします。

・看板の塗料がはげてきたので、塗り直しを行う場合

→許可は不要です。

・店舗名の変更のため、塗り直す場合

→軽微な改装とは認められませんので、許可が必要です。

・掲示板の中身の更新

→許可は不要です。

3. 継続する場合（条例第16条）

許可期間満了後、引き続き掲出する場合は、期間満了の日の10日前までに許可を受ける必要があります。

継続許可における許可期間は、基本的に「前の許可が終了した翌日から」数えます。

許可基準は新規許可の基準と同じです。

広告物の大きさが変わらない限り、手数料も同じとなります。

<申請書類>

1) 屋外広告物継続許可申請書（正・副）（所定様式）

2) 添付書類

- ① 表示等を行う場所を示す地図
（縮尺2, 500分の1以上のもので、かつ表示等を行う場所から半径500m以内の地域の全域を表示するものに限る。）
- ② 当該申請に係る広告物又は掲出物件のカラー写真
- ③ 当該申請が広告板若しくは広告塔（ネオン類照明広告物を含む。）、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合は、屋外広告物安全点検調書（所定様式）。

※③の安全点検調書は管理者に作成していただく必要があります。

※管理者について

屋外広告物を良好な状態に維持するため、補修や適切な管理を行う「管理者」の設置が必要です。工作物確認が必要となる高さ4mを超える広告物の場合は、下記の資格を有する者が「管理者」となる必要があります。

◇管理者の資格要件（高さ4mを超える工作物の場合）

次のいずれかの資格を有する者

- ①屋外広告士
- ②都道府県又は政令市・中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ③職業訓練指導員免許所持者、職業訓練技能検定合格者、
職業訓練修了者（ただし広告美術仕上げに係るものに限る）

※新設、変更、継続の許可申請の際には手数料が必要となります。手数料の額についてはI-48ページを参照下さい。

4. 設置者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届出書を提出して下さい。（所定様式）

5. 掲出広告物を撤去した場合

屋外広告物除却届を提出して下さい。（所定様式）

I-8 手数料と許可期間

◆ 確認事項 ⑦ 手数料は適正か？

1. 手数料と許可期間（条例第44条）

（1）手数料の算出

手数料は、広告物個別の種類、大きさに応じて変わります。

10㎡を超える広告板および広告塔ならびにこれらを掲出する物件の手数は、以下の計算式を用いて算出します。

$$\text{¥（手数料額）} = \frac{\{(\text{面積}-10) \div 5 \text{の整数部分}\} \times 2,120 + 6,200}{\text{（別表のとおり）}}$$

手数料は、各個の屋外広告物に係る許可審査手数料を合計したものとなります。各広告物の面積の合計により手数料を算出するわけではありません。

同一申請者（広告主）から、同一場所（自己所有地、管理地、営業所、店舗など）について、複数の屋外広告物を掲出する内容の許可申請の場合は、許可期間が同じ屋外広告物については、1件（1枚）の申請書にまとめて申請をすることができます。許可期間が異なる屋外広告物の場合は、個々に申請する必要があります。

（2）手数料の支払い

「屋外広告物許可申請書」（所定様式）とあわせて、切手を貼付し、宛名が記載された返信用封筒（納付書送付用）を提出してください。

審査手続きが完了しましたら、納付書を郵送させていただきますので、指定の金融機関でお支払いください。

入金確認ができましたら、許可証票・副本をお渡しいたします。

なお、許可証票・副本の郵送を希望される方は、返信用封筒がもう一通必要となります。

申請時に現金を同封する方法では受付できませんのでご注意ください。

※屋外広告物許可審査手数料は、許可申請に対する審査事務にかかる経費です。

申請された広告物が審査の結果不許可となった場合でも、手数料は返却いたしません。

（3）許可期間

別表のとおり。

区分		単位	金額	許可期間
看板、広告物及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	880円	3年以内
	面積1㎡以上2㎡未満のもの	同	1,660円	
	面積2㎡以上5㎡未満のもの	同	2,120円	
	面積5㎡以上10㎡未満のもの	同	4,260円	
	面積10㎡以上15㎡未満のもの	同	6,200円	
	面積15㎡以上20㎡未満のもの	同	8,320円	
	面積20㎡以上25㎡未満のもの	同	10,440円	
	面積25㎡以上30㎡未満のもの	同	12,560円	
	面積30㎡以上35㎡未満のもの	同	14,680円	
	面積35㎡以上40㎡未満のもの	同	16,800円	
	面積40㎡以上45㎡未満のもの	同	18,920円	
	面積45㎡以上50㎡未満のもの	同	21,040円	
	面積50㎡以上55㎡未満のもの	同	23,160円	
	面積55㎡以上60㎡未満のもの	同	25,280円	
	面積60㎡以上65㎡未満のもの	同	27,400円	
	面積65㎡以上70㎡未満のもの	同	29,520円	
	面積70㎡以上75㎡未満のもの	同	31,640円	
	面積75㎡以上80㎡未満のもの	同	33,760円	
	面積80㎡以上85㎡未満のもの	同	35,880円	
	面積85㎡以上90㎡未満のもの	同	38,000円	
面積90㎡以上95㎡未満のもの	同	40,120円		
面積95㎡以上100㎡未満のもの	同	42,240円		
面積100㎡以上のもの	同	6,200円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに2,120円を加算した額		
立看板及び広告旗		1個	500円	6月以内
はり紙（つり下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	840円	2月以内
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	180円	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	840円	2年以内
アーチ広告物		1個	8,340円	3年以内
広告幕		1枚	840円	2月以内
アドバルーン		1個	2,120円	1月以内
ぼんぼり		同	180円	2月以内

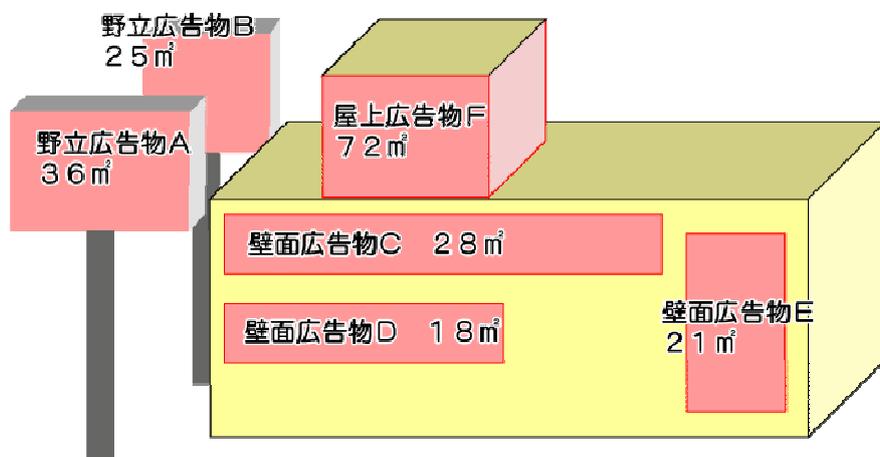
注1 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。

2 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用します。

2. 表示面積の算定例

イ：複数の屋外広告物の許可面積の算定例

申請者は下記の店舗を営業するA社で、6件の屋外広告物を1年間許可申請する場合



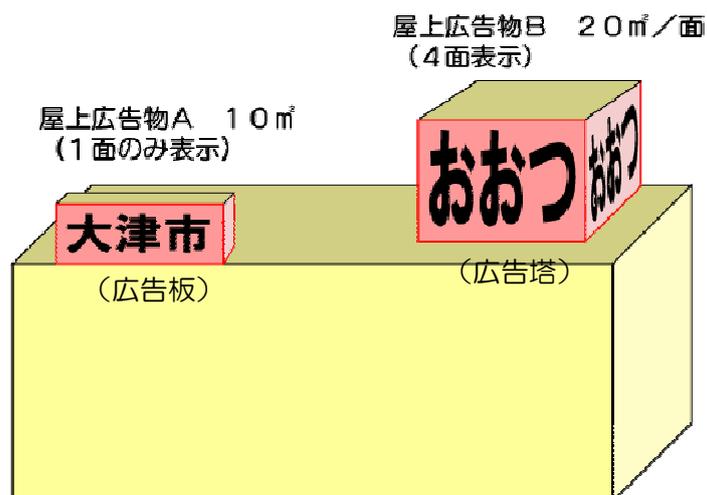
許可審査手数料＝	野立広告物A (36m ² :	16,800円)
	＋野立広告物B (25m ² :	12,560円)
	＋壁面広告物C (28m ² :	12,560円)
	＋壁面広告物D (18m ² :	8,320円)
	＋壁面広告物E (21m ² :	10,440円)
	＋屋上広告物F (72m ² :	31,640円)
	合計	92,320円

※ 申請する広告物の合計面積は(36+25+28+18+21+72=) 200 m²となりますが、手数料は1つの広告物ごとに算出します。

■ こんなときは？

- ・ 2つの地域にまたがって屋外広告物の表示等を行う場合
→それぞれの地域の基準に従います。

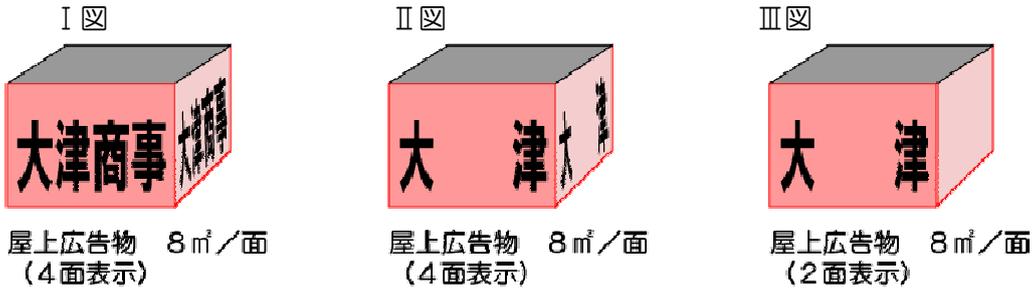
ロ：屋上広告物の許可面積の算定例－1



- 屋上広告物Aの許可審査手数料の算定
前面の広告表示面積が許可面積となり、10㎡が許可面積。
許可審査手数料は、10㎡の区分の額で算定。
- 屋上広告物Bの許可審査手数料の算定
広告表示面積は4面の表示面積合計となる。
許可面積算定は、
前面20㎡+後面20㎡+右面20㎡+左面20㎡ = 80㎡
許可審査手数料は、80㎡の区分の額で算定。

	屋上広告物A (10㎡)	6,200円)
	＋屋上広告物B (80㎡)	35,880円)
合計		42,080円

ハ：屋上広告物の許可面積の算定例－２



屋上広告物の場合は、それ自体が掲出物件であることから、広告物が表示されている面全ての面積で許可審査手数料を算定します。

壁面広告と異なり、文字などが表記されている部分の面積だけではありません。文字などの広告情報が表示されている面が1面のみとしても、広告が表示できる面すべてを算定の対象とします。

この場合は、I図、II図、III図とも $8\text{㎡} \times 4\text{面} = 32\text{㎡}$ となります。

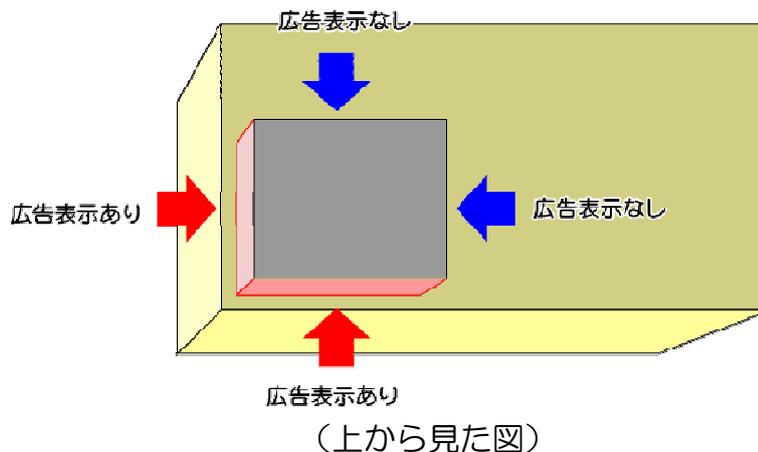
許可審査手数料は、 32㎡ の区分の額で算定。

許可審査手数料＝	屋上広告物	(32㎡ ：)	14,680円)
	合計		14,680円

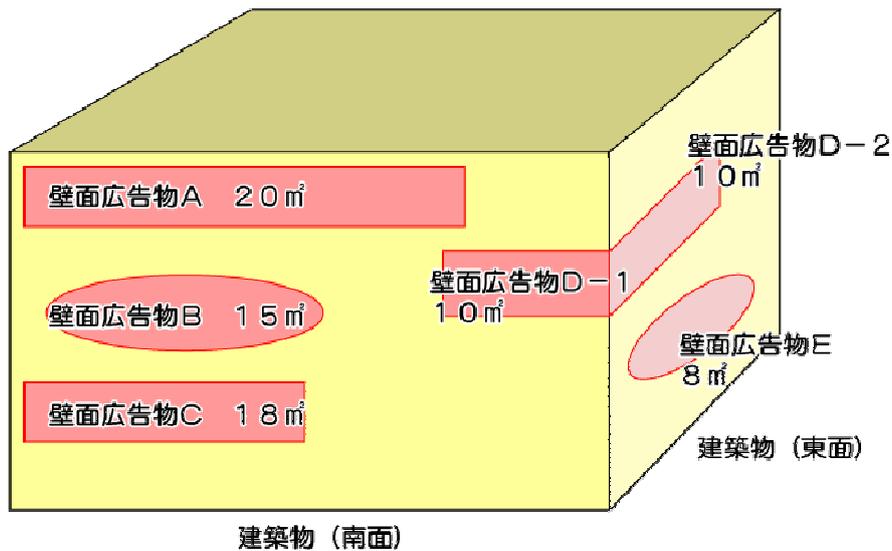
■ こんなときは？

- ・4面ある屋上広告物のうち2面には広告表示があり、2面には広告表示がない場合

→広告物（掲出物件）であれば、4面全てで手数料を算定します。



二：壁面広告物の許可面積の算定例



● 壁面広告物の許可審査手数料の算定

壁面広告物は、「意味のあるひとつのかたまり」が感じられる複数の広告物を1つの広告物としてみなします。

D-1とD-2については、2つ合わせて一つの壁面広告物となる構造であるため、D-1とD-2の合計面積（ $10\text{ m}^2 + 10\text{ m}^2 = 20\text{ m}^2$ ）が許可審査手数料算定面積となります。

許可面積については、表示される壁面の面積により制限されることとなりますので、ご注意ください。

※基準にある「表示される壁面の面積」とは、壁面1面の面積です。

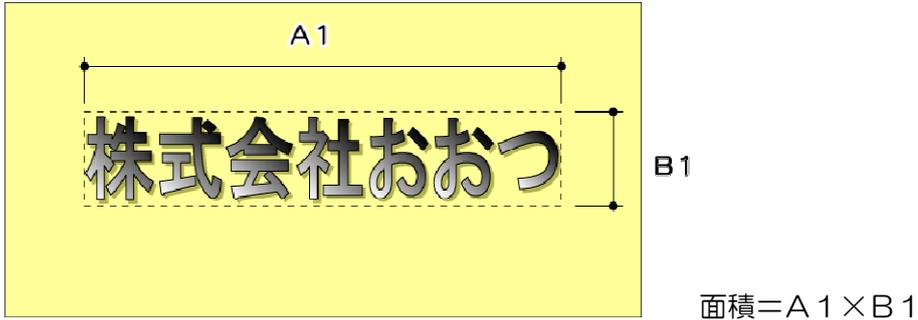
その建築物全体の壁面の面積の合計ではありません。

許可審査手数料＝	壁面広告物A（ 20 m^2 ：	10,440円）
	＋壁面広告物B（ 15 m^2 ：	8,320円）
	＋壁面広告物C（ 18 m^2 ：	8,320円）
	＋壁面広告物D（ 20 m^2 ：	10,440円）
	＋壁面広告物E（ 8 m^2 ：	4,260円）
合計	41,780円	

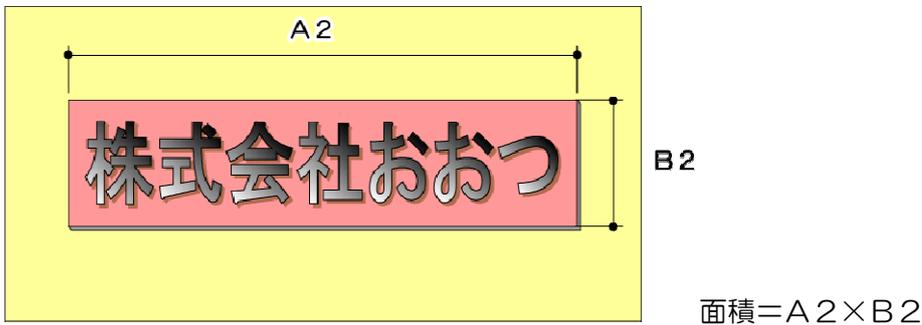
■ こんなときは？

・ 切り文字タイプの壁面広告物の場合

→切り文字タイプの広告物の面積を算定する場合は、下図のように枠取って計算します。

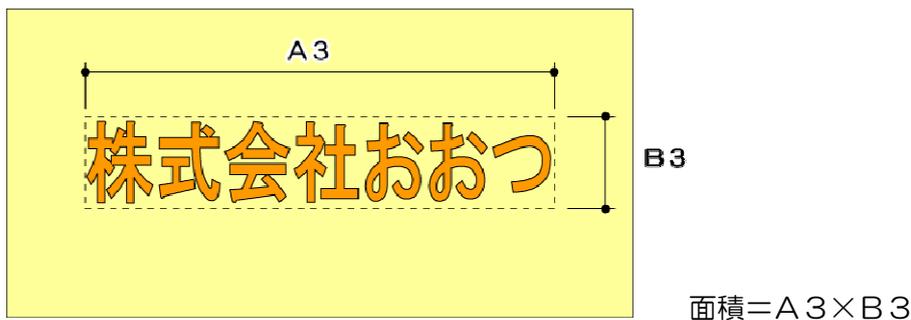


→壁面に別途、広告板などを取り付けている場合は、その広告板の全面を対象とします。

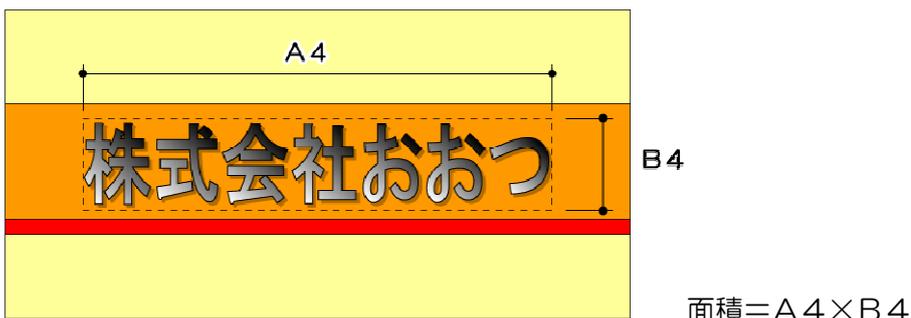


・ 壁面に直接塗装された壁面広告物の場合

→広告表示が壁面に直接塗装されたり、シールで張り付けられている場合は、文字・イラストの部分のみを許可対象とし、それ以外の着色部分は外壁デザインと考え、対象としないものとします。

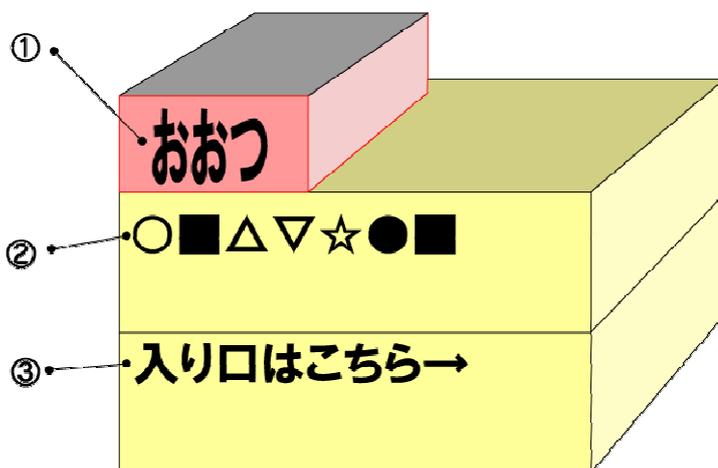


→企業カラーについては単なる壁面の色として取り扱い、広告物とはみなしません。



・道路沿線販売店舗（チェーン店）などの場合－1

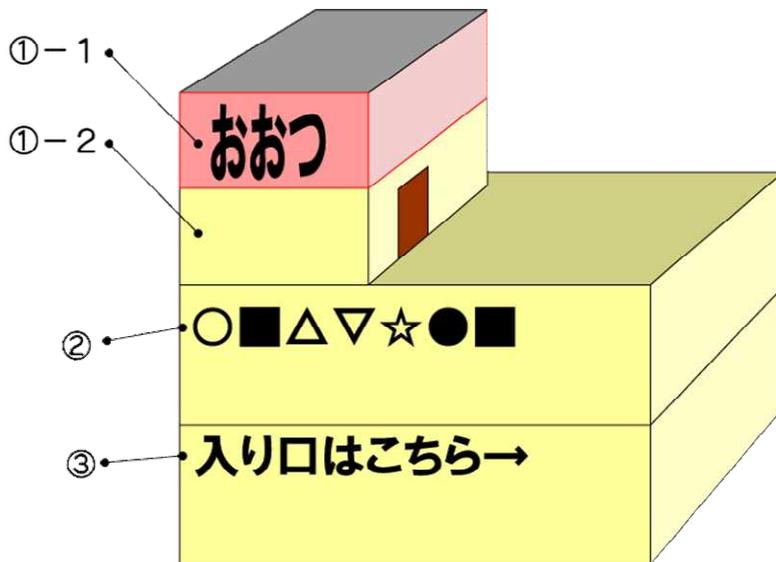
- ①については、建築物と見なせない場合（主たる目的が屋外広告物の掲出であるもの）は、屋上広告物とします。
- ②、③については、明らかに建築物であることから、壁面広告物とします。



※「入り口はこちら」などの案内表示については、店舗敷地外を含む不特定多数（一般公衆）に対する広告効果を期待しているものである場合は、駐車場や入口案内標識であっても、屋外広告物として対象とします。

ただし、店舗敷地内に限って、道順などの誘導案内のみを目的としている場合は、屋外広告物に該当しないと考えます。

・道路沿線販売店舗（チェーン店）などの場合－2

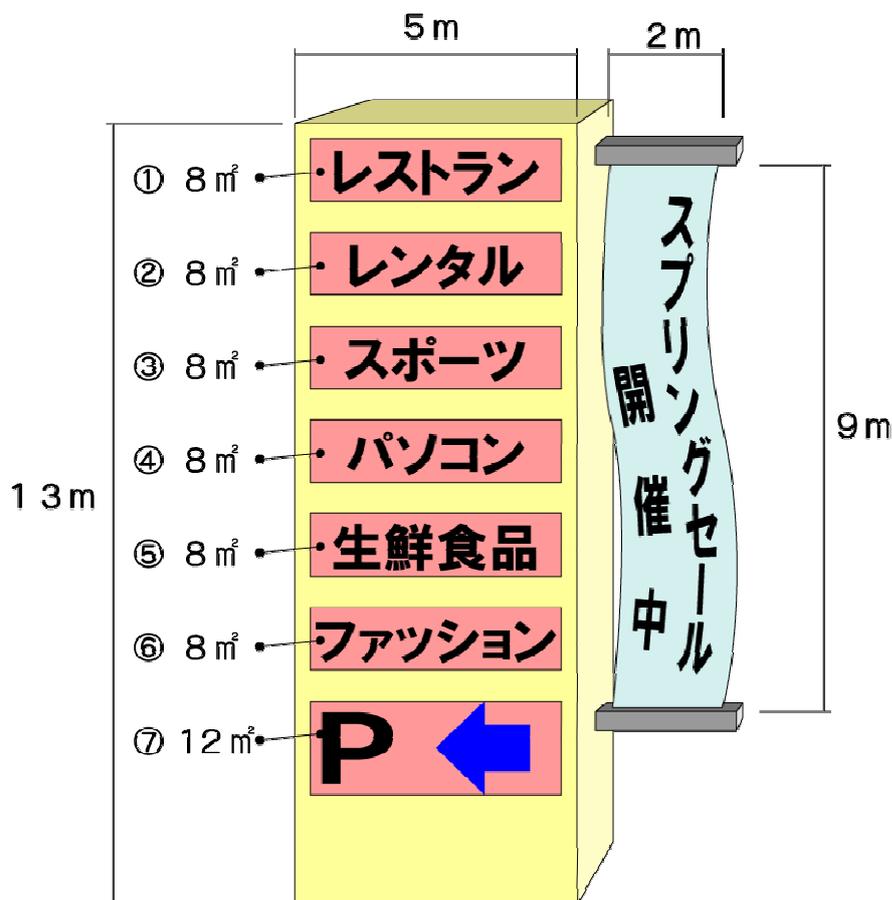


→①-1については、建築物と見なせない場合（主たる目的が屋外広告物の掲出であるもの）は、屋上広告物とします。

①-2については、建築物と見なされる場合は、広告の表示部分のみを壁面広告物とします。

②、③については、明らかに建築物であることから、壁面広告物とします。

ホ：複合型集客施設（ショッピングセンター）の案内標識（集合広告物）の許可面積の算定例



- ・施設の管理者から申請してください。
- ・広告板と広告幕のように許可設定期間が異なるものについては、別々に申請してください。

● 案内標識（集合広告物）の許可審査手数料の算定

上記の物件は、まとめて1件の屋外広告物を構成しているため、当案内標識の全面を算定対象面積と見なします。①～⑦の面積の合計ではありません。

広告板の許可審査手数料算定面積 $5\text{m} \times 13\text{m} \times 2\text{面} = 130\text{㎡}$

広告幕の許可審査手数料算定面積 $2\text{m} \times 9\text{m} = 18\text{㎡}$

許可審査手数料＝ 広告板 (130㎡： 57,080円)
 広告幕 (1枚： 840円)

※広告幕の定期的な更新で、表示者及び管理者の変更や表示面積の拡大がないものは規則第12条第2項第4号の軽微な改装にあたりますので、変更許可の申請は不要です。ただし、広告幕の許可期間は2か月です。（広告板については、許可期間3年以内）

■ こんなときは？

・複数のテナントが入居している商業ビルの場合

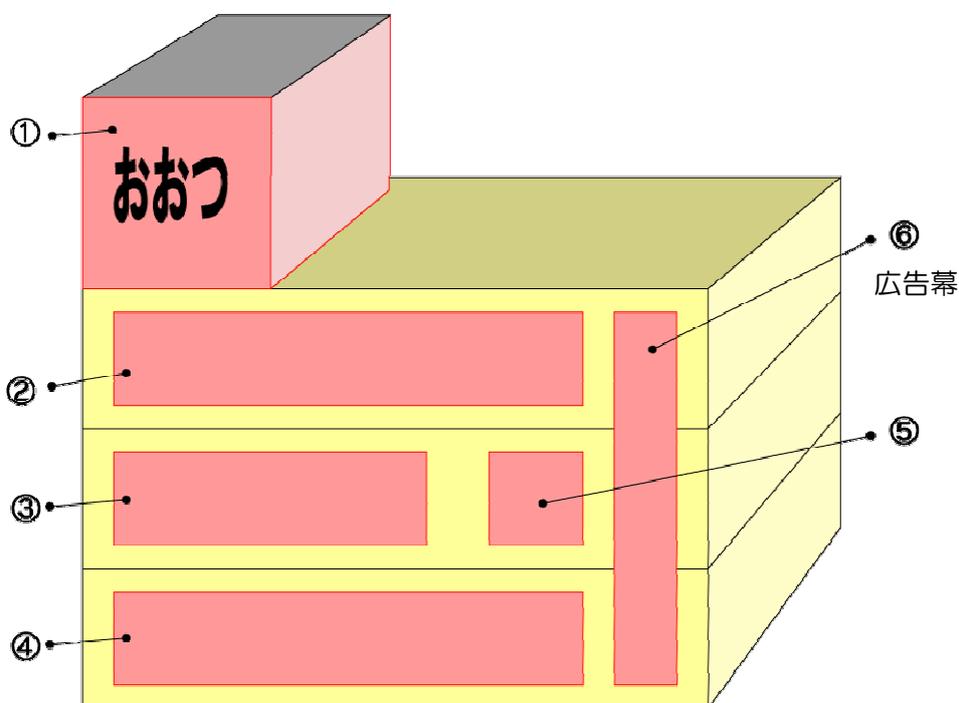
→①については、建築物と見なせない場合（主たる目的が屋外広告物の掲出であるものは、屋上広告物とします。

②、③、④、⑤については、明らかに建築物であることから、壁面広告物とします。

許可申請については、各テナントからの個別申請でも、ビル（テナント）管理会社からの一括申請でも、どちらでも受け付けます。

許可審査手数料は、それぞれの算定基準により算定します。

また、他のテナントが掲出する既存の広告物について広告寸法や個数等、審査に必要となる項目について、あらかじめ調査し、明記した上で申請する必要があります。



へ：複数の広告表示板が掲出されている野立広告物の許可面積の算定例



- ・許可申請については、3枚の広告板をまとめた状態でも、広告板ごとの申請でも、受け付けます。

- 上記物件の許可審査手数料の算定

< 3枚同時申請の場合（申請書は1件） >

野立広告物の許可審査手数料算定面積 $10\text{m}^2 + 10\text{m}^2 + 10\text{m}^2 = 30\text{m}^2$

許可審査手数料＝ 野立広告板	（ 30㎡：	14,680円）
	合計	14,680円

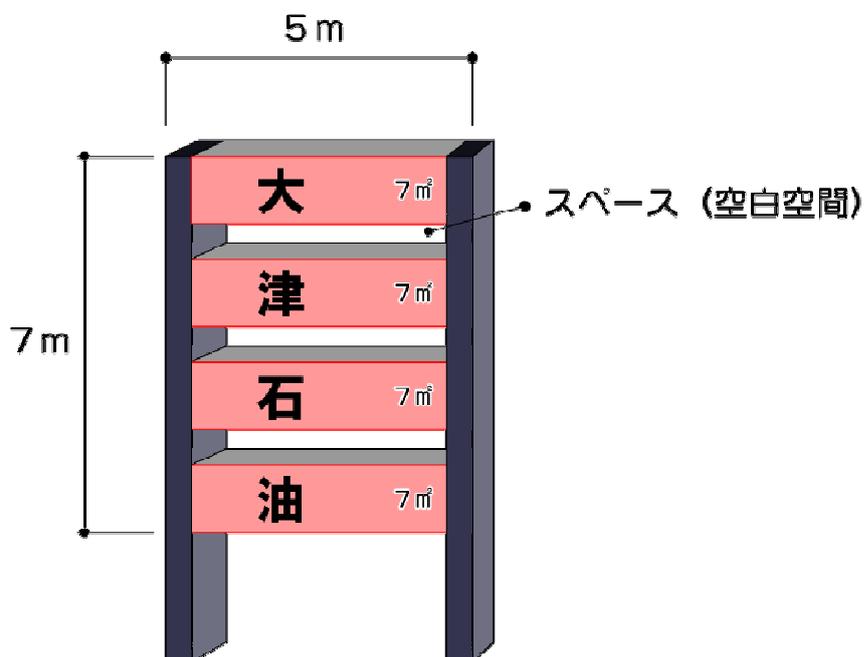
< 個別申請の場合（申請書は3件） >

許可審査手数料＝ 野立広告板A	（ 10㎡：	6,200円）
	合計	6,200円

許可審査手数料＝ 野立広告板B	（ 10㎡：	6,200円）
	合計	6,200円

許可審査手数料＝ 野立広告板C	（ 10㎡：	6,200円）
	合計	6,200円

ト：複数の広告表示板の間に空白スペースがあるが、複数の広告表示板を合わせて1つの意味内容を表示する野立広告の許可面積の算定例



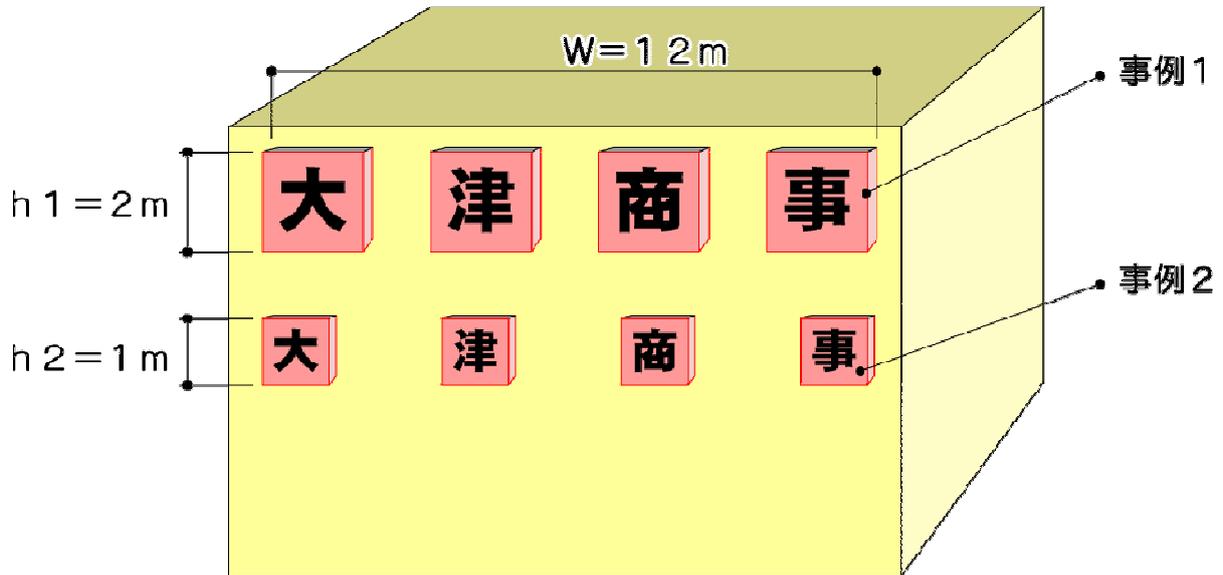
- ・上記の様な野立広告物の場合、その許可面積算定は1文字ごとの、文字広告板（パネル）の面積の合算ではなく、文字が意味をなしている範囲で許可面積を算定します。
- ・文字広告板（パネル）同士の空いているスペース（間隔）の大小に関係なく、意味を構成する範囲で、許可面積を算定します。

● 上記物件の許可審査手数料の算定

野立広告物の許可審査手数料算定面積 $5\text{m} \times 7\text{m} = 35\text{m}^2$

許可審査手数料＝	野立広告物	（	35m ² ：	16,800円）
	合計			16,800円

チ：広告表示が、1文字ごとの広告板（パネル）で表示され、複数の広告板（パネル）により1つの意味を表示している壁面広告物の許可面積の算定例



- ・上記の様な壁面広告物の場合、その許可面積算定は1文字ごとの、文字広告板（パネル）の面積の合算ではなく、文字が意味をなしている範囲で許可面積を算定します。
- ・文字広告板（パネル）同士の空いているスペース（間隔）の大小に関係なく、意味を構成する範囲で、許可面積を算定します。

● 上記物件の許可審査手数料の算定

<事例1>

壁面広告物の許可審査手数料算定面積 $12\text{m} \times 2\text{m} = 24\text{m}^2$

許可審査手数料＝	壁面広告物	（	24m ² ：	10,440円）
			合計	10,440円

<事例2>

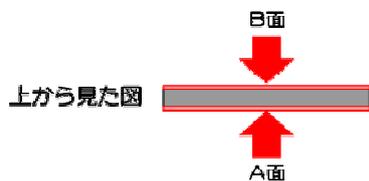
壁面広告物の許可審査手数料算定面積 $12\text{m} \times 1\text{m} = 12\text{m}^2$

許可審査手数料＝	壁面広告物	（	12m ² ：	6,200円）
			合計	6,200円

リ：自家用以外の野立広告物の許可面積算定例
（一般国道から片側30m以上、500m以内の地域の場合）

（※矢印は、広告表示がある事を示しています。）

a. 野立広告板（許可基準は30㎡以下）

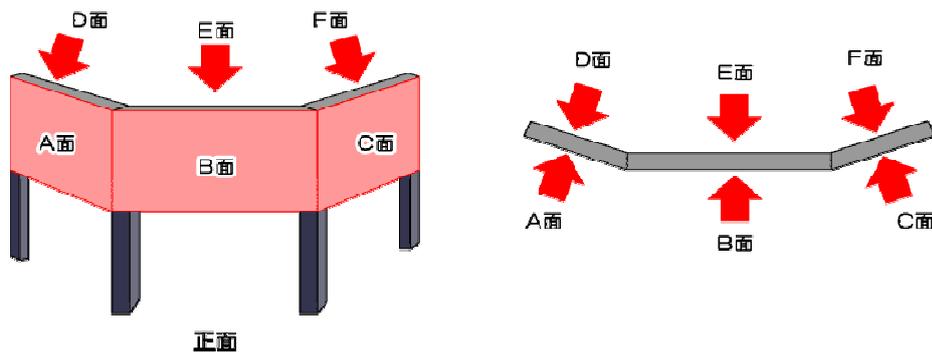


● 上記物件の許可審査手数料の算定

$$\begin{aligned} \text{許可面積} &= \text{表面} (30\text{㎡} = 1 \text{面当たりの許可面積上限}) \\ &+ \text{裏面} (30\text{㎡} = 1 \text{面当たりの許可面積上限}) \\ &= 60\text{㎡} \text{ (許可が可能な場合の上限面積)} \end{aligned}$$

許可審査手数料 =	野立広告物	(60㎡:	27,400円)
		合計		27,400円

b. 広告板の接合面に若干の角度を付けた野立広告板



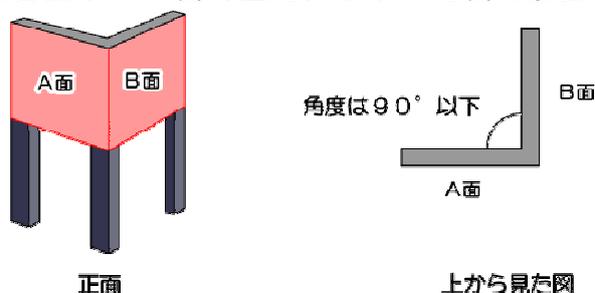
- B面（E面）に正対する方向から見た場合に、見える範囲を1面と考えます。

● 上記物件の許可審査手数料の算定

$$\begin{aligned} \text{許可面積} &= \text{A面} + \text{B面} + \text{C面} = 30\text{m}^2\text{以下 (許可面積上限)} \\ &\quad \text{D面} + \text{E面} + \text{F面} = 30\text{m}^2\text{以下 (許可面積上限)} \\ &= 60\text{m}^2\text{以下 (許可可能面積上限)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{許可審査手数料} &= \text{野立広告物} \quad (60\text{m}^2: 27,400\text{円}) \\ &\quad \text{合計} \quad \quad \quad 27,400\text{円} \end{aligned}$$

c. 広告板の接合面が90度（直角）以下の角度で接合している野立広告板



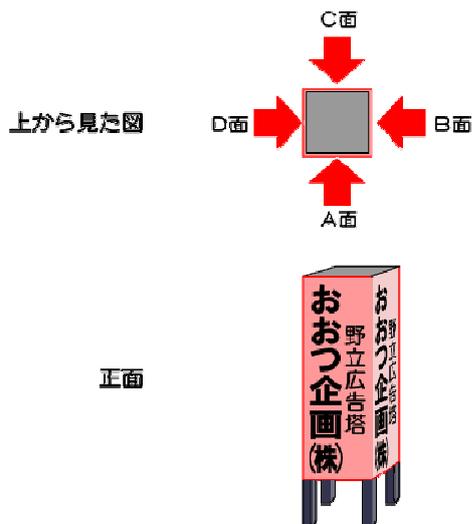
- A面に正対する方向から見た場合、B面は見ることはできない。
よって、この場合は、A面、B面それぞれの許可面積上限は30m²となる。

● 上記物件の許可審査手数料の算定

$$\begin{aligned} \text{許可面積} &= \text{A面} (30\text{m}^2 = 1\text{面当たりの許可面積上限}) \\ &\quad + \text{B面} (30\text{m}^2 = 1\text{面当たりの許可面積上限}) \\ &= 60\text{m}^2 (許可が可能な場合の上限面積) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{許可審査手数料} &= \text{野立広告物} \quad (60\text{m}^2: 27,400\text{円}) \\ &\quad \text{合計} \quad \quad \quad 27,400\text{円} \end{aligned}$$

d. 野立広告塔（許可基準は、1面が幅2m以下、20m以下）



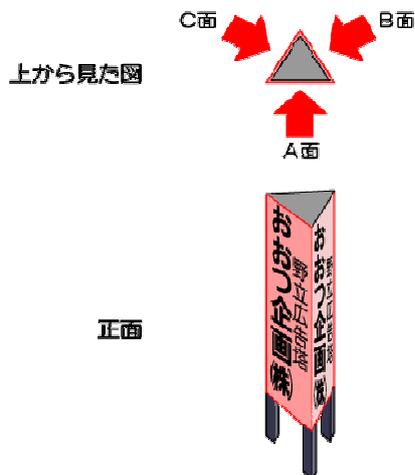
● 上記物件の許可審査手数料の算定

$$\begin{aligned}
 \text{許可面積} &= \text{A面 (20m}^2\text{=1面当たりの許可面積上限)} \\
 &+ \text{B面 (20m}^2\text{=1面当たりの許可面積上限)} \\
 &+ \text{C面 (20m}^2\text{=1面当たりの許可面積上限)} \\
 &+ \text{D面 (20m}^2\text{=1面当たりの許可面積上限)} \\
 \hline
 &= 80\text{m}^2 \text{ (許可が可能な場合の上限面積)}
 \end{aligned}$$

許可審査手数料=	野立広告物	(80m ² :	35,880円)
	合計			35,880円

e. 三角柱の野立広告塔

(許可条件は高さ 10m以下、幅 2m以下、面積 20 m²以下)



・四角柱の野立広告塔の基準と同じです。1面当たりの面積上限が許可基準となります。

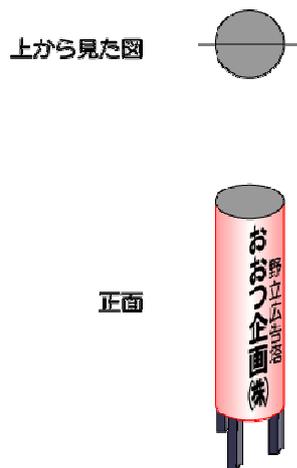
● 上記物件の許可審査手数料の算定

$$\begin{aligned}
 \text{許可面積} &= \text{A面 (20m}^2 = \text{1面当たりの許可面積上限)} \\
 &+ \text{B面 (20m}^2 = \text{1面当たりの許可面積上限)} \\
 &+ \text{C面 (20m}^2 = \text{1面当たりの許可面積上限)} \\
 \hline
 &= 60\text{m}^2 \text{ (許可が可能な場合の上限面積)}
 \end{aligned}$$

許可審査手数料 =	野立広告物	(60m ² :	27,400円)
	合計			27,400円

f. 円柱の野立広告塔

(許可条件は高さ 10m以下、幅 2m以下、面積 20 m²以下)



- 1面の幅 2m以下は半円の弧の長さとします。
円柱の場合は円柱の半分(半円柱)の表示面が立方体の1面当たりの許可面積上限(20 m²)と考えます。

● 上記物件の許可審査手数料の算定

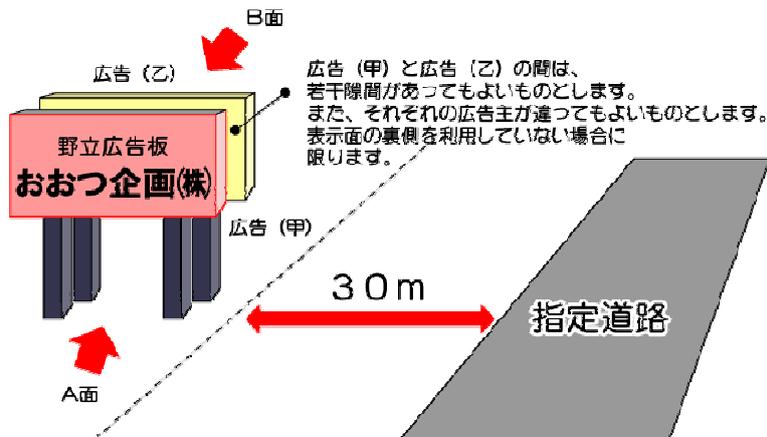
$$\begin{aligned}
 \text{許可面積} &= \frac{(2\pi r) / 2 \times H \times 2\text{面}}{(\text{半円柱の弧の長さ}) (\text{高さ}) (\text{表示面数})} = 40\text{m}^2\text{以下} \\
 &= 40\text{m}^2 (\text{許可が可能な場合の上限面積})
 \end{aligned}$$

許可審査手数料 =	野立広告物	(40m ² :	18,920円)
	合計			18,920円

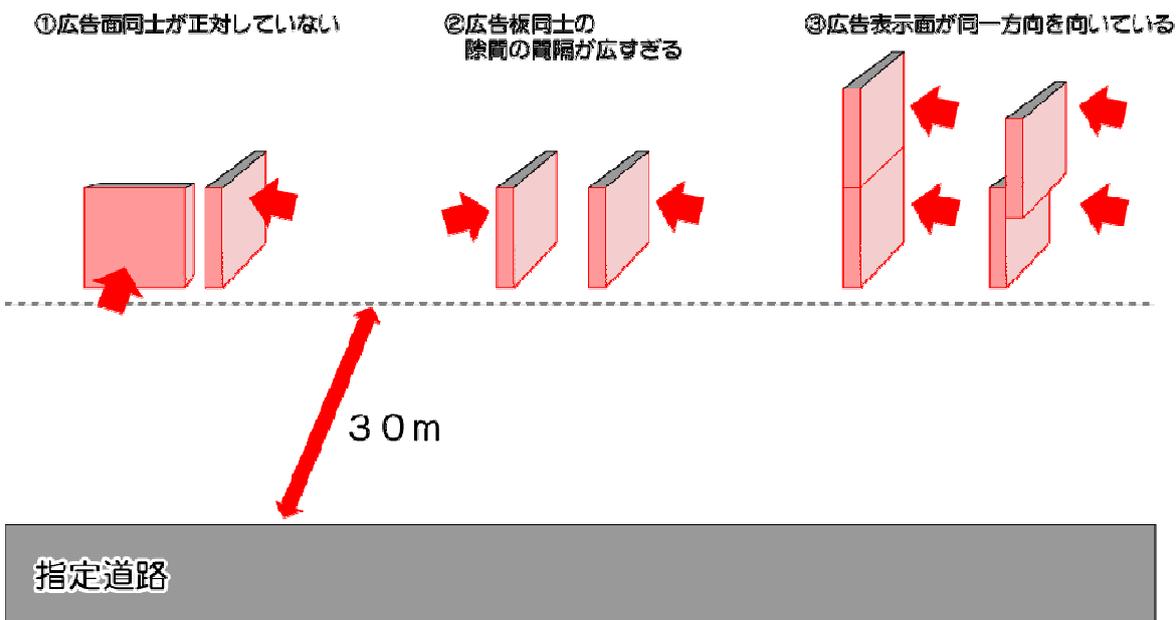
■ 自家用以外の野立広告板にかかる相互距離間制限の特例

・一般国道沿道の場合

(広告物相互間距離の制限：100m、道路境界からの距離：30m)



◎特例が適用できない事例。(例示は上から見た状態)



I-9 その他の注意事項

1. 完了届（条例第13条）

許可を受けて掲出した屋外広告物などは、その許可に係る工事の完了後、すみやかに完了届を市長に提出します。完了届を提出していただき、申請内容と違いがないか確認します。

2. 許可証票（条例第15条）

許可を受けた広告物、または掲出物件（以下「許可広告物など」という。）には、見やすい箇所に次の事項を表示するか、許可証票をつけて下さい。

はり紙の場合は許可印の打刻を受けて下さい。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 許可番号及び許可期間
(2) 管理者の住所及び氏名 |
|----------------------------------|

3. 管理義務（条例第17条）

広告物の設置者（管理者）は、広告物の補修、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

4. 除却義務（条例第18条）

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示等が必要でなくなったときは、遅滞なく（10日以内）広告物を除却しなければなりません。

また、許可広告物などを除却した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

※10日以内とは、許可期間が満了した日、許可が取り消されたことを知った日又は広告物の表示等が必要でなくなった日から10日以内とします。

経過措置の期間を終了した広告物又は掲出物件についても、同様とする。

5. 許可の取消し・措置命令（条例第19条・20条）

次の場合には、許可を取り消し、又は改修・移転、除却などの措置を命じます。

- | |
|--|
| (1) 許可広告物などが著しく良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき
(2) 許可の申請書に虚偽の記載があったとき |
|--|

6. 違反広告物（条例22条・第48条、法第7条第4項）

無許可で広告物を表示した者、禁止された地域や物件に広告物を表示した者、許可期間満了後も広告物を除却しなかった者などには30万円以下の罰金が、違反広告物に対する市長の措置命令などに違反した者には50万円以下の罰金が科されることがあります。また、当該措置命令などに従っていただけない場合には、氏名などを公表することもあります。

条例に違反して表示されているはり紙、はり札、広告旗及び立看板などの広告物については、事前の通告なく除却します。除却した広告物は、一定の期間保管しますが、保管に係る費用をいただく場合もあります。

I-10 様式の記入例

別記様式第4号（条例第10条第1項、第16条第1項・第2項／規則第12条第1項・第3項）

正・副 2部（所定様式）
提出してください。

屋外広告物

許可
変更許可
継続許可
(表)

申請書

新たに設置する場合は「許可」
表示内容等を変える場合は「変更許可」
許可の更新の場合は「継続許可」に○

上記で「許可」に○した場合第10条第1項に、「変更許可」は第16条第1項に、「継続許可」は第16条第2項に○

令和4年 4月 1日

(あて先) 大津市長

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)
申請者 住所 〒○○○-○○○○
大津市○○町○-○

ふりがな
氏名 株式会社大津 代表取締役 大津 太郎

電話 (○○○) ○○○-○○○○

大津市屋外広告物条例 (条例第10条第1項 条例第16条第1項・第2項) の規定により、次のとおり申請します。

1 種類	<input checked="" type="checkbox"/> 1種 自家用 <input type="checkbox"/> 2種 非自家用 <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input checked="" type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 禁止物件添加 <input checked="" type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 電柱等 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> アトバルーン <input type="checkbox"/> ぼんぼり					
2 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	3.5 m	2.0 m	2.5 m	2面	10.0 m ²	1個
3 主要な材料	<input checked="" type="checkbox"/> 金属 [] <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> プラスチック <input type="checkbox"/> その他 []					
4 表示(設置)期間	令和○○年 ○○月 ○○日 ~ 令和○○年 ○○月 ○○日 (3年・月間)					
5 建築基準法による工作物の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	6 道路法による道路の占有の許可	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	7 道路交通法による道路の使用の許可	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請	
8 表示(設置)に係る場所(区域)	大津市 ○○町○-○	条例上の地域区分等	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input checked="" type="checkbox"/> 許可地域 (第1種・第2種・ 第3種) <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 () 地区 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域 () 地域 <input type="checkbox"/> 指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道)			
9 都市計画法等で定める地域地区の区分	<input type="checkbox"/> 第1種・第2種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種・第2種中高層住居専用地域／第1種・第2種住居地域・準住居地域 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣商業・商業地域、 <input type="checkbox"/> 準工業・工業・工業専用地域 <input type="checkbox"/> 風致地区、 <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区、 <input type="checkbox"/> 北部湖岸眺望景観保全地域 <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存区域、 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域、 <input type="checkbox"/> 地区計画 () 地区					
10 管理者	住所	大津市○○町○-○				
	氏名	大津 次郎 電話 (○○○) ○○○-○○○○				
	資格等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 <input type="checkbox"/> 講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 不要				
4m以上の野立広告物等の工作物がある場合は右記のいずれかの資格が必要です(証明する書類添付)	料	※決裁区分	※決裁権者	※課員	※担当者	
	円					
※許可条件						
※許可番号	年 月 日 第 号					

物件多数の場合は別紙でも可

市ホームページの「MyTown おおつ」で屋外広告物規制図、都市計画図を確認してください

※裏面にも記載事項があります。

11 工事 施 行 者	住 所 氏 名	大津市〇〇町〇-〇 大津 次郎	電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
	屋外広告業の登録番号等	令和〇〇年〇〇月〇〇日 大津市屋外広告業登録第〇〇〇号	
12 土地(物件)の所有者等の承諾	本件広告物等の表示(設置)の承諾者 住 所	大津市〇〇町〇-〇	
	氏 名	大津 三郎	電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
13 土地の賃借契約書の写し等でも可	<p>写真は別紙でも可</p> <p>写 真 ち ょ う 付 欄</p>		
14 許 可 番 号 等	許 可 番 号	年 月 日 大津市指令	第 号
<small>(新規の許可申請にあつては、記入する必要はありません。)</small>	表示(設置)期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年・月間)	

広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています

変更許可・継続許可の場合は、前回の許可番号等を記入

「新規・変更許可」は、位置図、物件の配置図、意匠図、構造図、現況のカラー写真を忘れず添付。
「継続許可」は、位置図、カラー写真、安全点検調書が必要になります

注 1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、又は設置する場所を示す地図
 - (2) 色彩及び意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書並びに図面
 - (4) 土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真(申請の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
 - (6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が条例第37条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
 - (7) 大津市景観計画で定める眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から31メートルを超えるとときには、当該広告物に対応する同計画で定める重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類のほか、変更に係る注1(2)から(6)までに掲げる書類を添付すること。
 - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 注1(1)に掲げる書類及び継続に係る広告物又は掲出物件のカラー写真
 - (2) 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔(ネオン類照明広告物を含む。)、アーチ広告物又は広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 5 該当する()内に印を付すこと。
 - 6 ※欄は、記入しないこと。

「10 管理者」欄に記載された管理者が必ず作成してください

屋外広告物設置完了届
(表)

令和4年 4月 1日						
(あて先) 大津市長 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地) 届出者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市〇〇町〇-〇 ふりがな 氏名 株式会社大津 代表取締役 大津 太郎 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇						
大津市屋外広告物条例第13条の規定により、次のとおり許可を受けた広告物等の設置が完了しましたので届け出ます。						
1 設置完了年月日	令和〇年 〇月 〇日					
2 許可年月日	令和〇年 〇月 〇日	3 許可番号	R04-〇〇〇〇〇			
4 許可の期間	令和〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇年 〇月 〇日 (3 年・月間)					
5 種類 <small>(直接該当しない場合は最も類似したものを選ぶこと。)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 自家用 () 非自家用 () その他 []					
	() 屋上 () 壁面 () 突出 <input checked="" type="checkbox"/> 野立 () 禁止物件添加 <input checked="" type="checkbox"/> 広告板 () 広告塔 () 立看板 () 広告旗 () はり紙 () はり札 () 電柱等 () アーチ () 広告幕 () アドバルーン () ぼんぼり					
6 規模及び数量	地上高	縦	横	面数	面積	数量
	3.5 m	2.0 m	2.5 m	2面	10.0 m ²	1個
7 主要な材料	<input checked="" type="checkbox"/> 金属 [] () 木 () プラスチック () その他 []					
8 表示(設置)に係る場所(区域)	大津市 〇〇町〇-〇	条例上の地域区分等	() 禁止地域 <input checked="" type="checkbox"/> 許可地域 (第1種・第2種・ 第3種) () 景観保全型広告整備地区 (地区) () 眺望景観保全地域 (地域) () 指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定道路・高速自動車道)			
9 管理者	住所	大津市〇〇町〇-〇				
	氏名	大津 次郎 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇				
	資格等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録試験機関の試験合格者 () 講習会修了者 () 職業訓練指導員免許所持者 () 技能検定合格者 () 職業訓練修了者 () 不要				
10 工事施行者	住所	大津市〇〇町〇-〇				
	氏名	大津 次郎 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇				
	屋外広告業の登録番号等	年 月 日	大津市屋外広告業登録第 号			
※受付欄	※決裁区分	※決裁権者	※課員	※担当者		

※裏面にも記載事項があります。

(裏)

11

写真は別紙でも可

写真 ちょう 付 欄

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 該当する()内に印を付すこと。
- 3 ※欄は、記入しないこと。
- 4 設置完了した広告物又は掲出物件のカラー写真を添付すること。

II

屋外広告業の登録

Ⅱ 屋外広告業の登録

Ⅱ-1 屋外広告業の登録

大津市内で屋外広告業を営もうとする場合は、市内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要です。

1. 屋外広告業とは

屋外広告物法では、「屋外広告業」とは、「屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」と定義されています。

つまり、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業が屋外広告業であり、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負わないようないわゆる広告代理業などは屋外広告業に該当しないものとされています。

また、単に屋外広告物の印刷、製作などを行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲出する物件の設置を行わないものも屋外広告業には該当しません。

2. 登録申請手続

(1) 登録申請手続

登録を受けようとする場合には、屋外広告業登録申請書（所定様式）と添付書類を提出します。（条例第28条、29条）

■ 登録申請書の記載事項

- (1) 氏名または名称および住所
- (2) 市内で営業を行う営業所の名称および所在地
- (3) 法人の場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）の氏名
- (4) 未成年者の場合は、法定代理人の氏名および住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び役員の氏名並びに事務所の所在地)
- (5) 業務主任者の氏名および所属営業所の名称

■ 添付書類

- (1) 登録申請者が選任した業務主任者が、屋外広告士の試験合格者や講習会修了者であるなど、条例第37条第1項各号のいずれかに該当するものであることを証する書面
- (2) 登録申請者（法人である場合はその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員)を含む。）の略歴を記載した書面
- (3) 登録申請者が法人である場合には、登記事項証明書及び役員の住民票の写し
- (4) 登録申請者が個人である場合にあつては住民票の写しのほか、当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であるときはその法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は登記事項証明書の写し及び役員の住民票の写し）
- (5) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し

(2) 登録の拒否

屋外広告業の登録に当たっては、次に掲げる事項に該当していないことが必要です。また、登録申請書に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかった場合には、登録が受けられません。(条例第31条第1項)

■ 登録の拒否要件

- (1) 屋外広告業の登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者
- (2) 法人である屋外広告業者が登録を取り消され、その日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 屋外広告業の営業停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (4) この条例または屋外広告物法に基づく各地方公共団体の屋外広告物条例に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過しない者
- (5) 未成年者の場合で、その法定代理人が上記(1)～(4)、又は(6)号のいずれかに該当するとき
- (6) 法人の場合で、その役員のうち上記(1)～(4)のいずれかに該当する者があるとき
- (7) 業務主任者の選任をしていない者

(3) 業務主任者

屋外広告業者は、市内で営業を行う営業所ごとに、業務主任者を設置して法令の規定の遵守に関する事、広告物の表示等に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事などの業務に関する総括を行わせなければなりません。(条例第37条)

■ 業務主任者となることのできる要件

- (1) 登録試験機関の試験合格者
(社団法人全日本屋外広告業団体連合会が行う屋外広告士試験)
- (2) 地方公共団体が行う講習会の修了者(屋外広告物講習会)
- (3) 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であって広告美術仕上に係るもの
- (4) 市長が(1)または(2)と同等以上の知識を有すると認定した者

※屋外広告物講習会について

○ 講習会の講習科目

- ① 屋外広告物に関する法令
- ② 屋外広告物の表示方法に関する事項
- ③ 屋外広告物の施工に関する事項

このうち以下の資格などを有する者は、上記③の講習科目が免除されます。

- ・ 建築士、電気工事士
- ・ 第1種～第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ・ 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者で帆布製品製造取付けに係るもの

○ 受講料

1科目につき 2,000円

(4) 登録期間

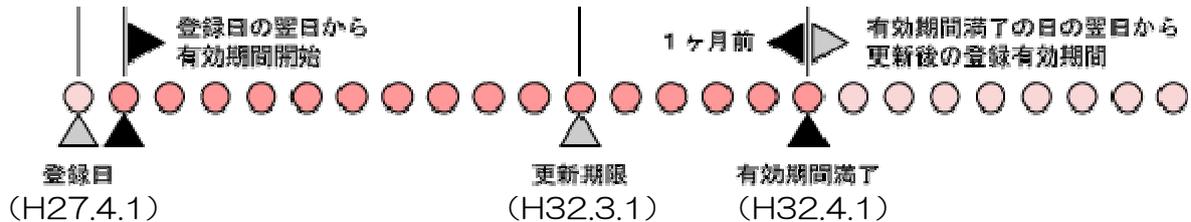
有効期間は5年間です。

5年ごとに更新の登録を受けないと登録の効力はなくなります。

更新の登録を受けるには、現に受けている登録の有効期間が満了する日の1か月前までに更新の登録申請をしなければなりません。

登録の更新がされたとき、更新後の登録の有効期間は現に受けている登録の有効期間の満了の日の翌日から5年間となります。

(例)



例えば、登録日が平成27年4月1日であった場合の登録の有効期間は、平成27年4月2日から平成32年4月1日までとなり、この登録を更新する場合、平成32年3月1日までに更新の申請を行う必要があります。

更新後の登録は平成32年4月2日から平成37年4月1日までが有効期間となります。

(5) 屋外広告業登録簿

登録を受けると、屋外広告業者登録簿へ登録申請書の記載事項が登録され、屋外広告業者登録簿は、一般の閲覧に供されます。(条例第33条)

3. 登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内にその内容を市長に届け出なければなりません。あわせて変更事項に応じた添付書類が必要となります。(条例第32条・規則第20条)

■ 変更事項に応じた添付書類	
(1) 氏名または名称および住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> • (法人) 登記事項証明書 • (個人) 住民票の写し(コピー不可)
(2) 市内で営業を行う営業所の名称および所在地の変更 (登記の変更を必要とする場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> • 登記事項証明書
(3) 法人の場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 登記事項証明書 • 登録申請者(法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書 • 略歴書 • 役員住民票の写し(コピー不可)
(4) 未成年者の場合は、法定代理人の氏名および住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び役員氏名並びに事務所の所在地)の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 登録申請者(法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書 • 略歴書 • 法定代理人住民票の写し(コピー不可)
(5) 業務主任者の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 登録申請者が選任した業務主任者が条例37条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面。 • 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し(コピー不可)

4. 廃業などの届出

屋外広告業を廃業・廃止した場合にはその日から30日以内にその旨を届出なければなりません。

届出は、以下に定める者が行います。

また、屋外広告業者が以下のいずれかに該当する場合は、屋外広告業者の登録の効力を失います。(条例第34条)

■ 廃業などの届出をする者

- (1) 死亡した場合 → その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 → その法人の代表者であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 → その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 → その清算人
- (5) 市内において屋外広告業を廃止した場合 → 屋外広告業者であった個人又は法人の代表者

5. 登録の取消

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命じることがあります。(条例第41条)

■ 登録取消しなどが行われる場合の要件

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否要件のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
- (4) 上記のほか、この条例もしくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反したとき

6. 立入検査など

市長は、市内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告を求めたり、立入検査を行うことができます。(条例第43条)

7. 罰則

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。(条例第48条)

■ 登録に関する罰則	
(1) 登録を受けないで屋外広告業を営業した場合	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
(2) 不正の手段によって登録(更新登録含む)を受けた場合	
(3) 営業の停止命令に違反した場合	
(4) 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
(5) 業務主任者を選任しなかった場合	
(6) 報告や立入検査を拒んだり、妨げるなどの行為を行った場合	20万円以下の罰金
(7) 廃業の届出を怠った場合	5万円以下の過料
(8) 標識を掲示しなかった場合	
(9) 帳簿を備え置かなかつたり、虚偽の記載をしたり、保存しなかった場合	

8. 登録後の注意事項

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに所定の標識を掲示しなければなりません。(条例第38条、規則26条)

■ 標識に掲示する事項

- (1) 法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

(所定様式)

屋外広告業者登録票	
名称又は氏名	
法人にあつては、代表者の氏名	
登録番号	大津市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

35 センチメートル以上

40 センチメートル以上

(2) 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示または表示等の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。(条例第39条、規則27条)

■帳簿に記載する事項

- (1) 注文者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）
- (2) 広告物の表示等を行う場所
- (3) 表示等を行ったものの種類及び数量
- (4) 表示等を行った年月日
- (5) 請負金額

※上記の事項を確実に記録しておくことができる「磁気ディスクなど」による記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

Ⅱ－２ その他

1. 経過措置

- (1) 平成21年3月31日において適法に広告物の表示等が行われていたもので、平成21年4月1日以後は、この条例の規定に違反、又は許可の基準に適合しなくなるものについては、平成21年4月1日から3年間（平成21年3月31日において滋賀県屋外広告物条例の規定による許可を受けていたものは、当該許可の期間の満了の日まで）は、これらの表示等を行うことができます。
- (2) 平成21年3月31日において、県条例の規定により屋外広告業の登録を受けていた者は、平成21年4月1日から6か月間に限り、屋外広告業の登録を受けなくても屋外広告業を営むことができます。
- (3) 平成21年3月31日において、県条例の規定により県知事が行った許可その他の処分で、平成21年4月1日において現に効力を有するものは、この条例の相当規定により市長が行った許可その他の処分とみなします。

Ⅱ－3 登録申請書類の記入要領

1. 屋外広告業登録（新規・更新）

（1）提出書類（提出部数1部）

書類の名称（様式番号）		申請者の区分		備考	根拠条項	
		個人	法人			
登録申請書（様式第9号）		○	○		条例第29条第1項	
誓約書（様式第10号）		○	○	登録申請者が誓約する。	条例第29条第2項 規則第20条第1項第3号、第4号	
住民票の写し	申請者(※)	○	—	住民票は、6ヶ月以内に発行されたものに限る。本籍地の記載は不要。 (コピー不可)	規則第19条第2項第4号	
	法人役員 (全員必要)	—	○		規則第19条第2項第3号	
	業務主任者	○	○		規則第19条第2項第5号	
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書／登記簿 謄本)		—	○	登記事項証明書は、6ヶ月以内に発行されたものに限る。 (コピー不可)	規則第19条第2項第3号	
略歴書 (様式第11号)	申請者	個人(※)	○	—	規則第19条第2項第2号	
		法人	—	○		<u>法人の場合、会社の略歴書も必要。</u> (注1)
		法人役員	—	○		全員必要。
業務主任者となる資格を証する 書面の写し		○	○		規則第19条第2項第1項	

(注1)：略歴書については、法人の場合、法人（会社自身）と法人の役員全員のものを作成してください。

※なお、申請者が未成年である場合は、法定代理人について以下の書類が必要です。

法定代理人が個人である場合	住民票の写し
法定代理人が法人である場合	役員全員分の住民票の写し、法人の登記事項証明書

※前回の登録事項に変更のある場合は上記書類にあわせて屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号）を、すでに本市において廃業等されている場合は、屋外広告業廃業等届出書（様式第13号）を提出してください。

(2) 登録審査手数料

新規・更新とも1件につき **10,000円(有効期間5年間)**

※手数料については、書類審査後に発行いたします納付書にてお振込みいただきますようお願いいたします。

(3) 提出先

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL 077-528-2956 FAX 077-527-1028

※郵送の場合は返信用封筒を定形郵便(納付書送付用)、定形外郵便(登録簿送付用)に

切手を添付し、事務担当者名および連絡先を明記していただくようお願いします。

※申請書は大津市ホームページからダウンロードもできます。

(4) 登録申請書類の記入要領

1. 登録申請書 (所定様式)

別記様式第9号 (条例第29条第1項)

屋外広告業登録申請書

(表)

					年 月 日	
(あて先) 大津市長	(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地) 申請者 住所 〒				(1)	
(2)	ふりがな 氏 名					
電話 () -						
屋外広告業の登録を受けたいので、大津市屋外広告物条例第29条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。						
登録の種類	新規 更新	※登録番号	大津市屋外広告業登録第 号		(3)	
		※登録年月日	年 月 日			
1 氏	ふりがな 氏 名					(4)
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		法人・個人の別 1 法人 2 個人				
2 住 所	〒					(5)
(法人にあっては、その事務所の所在地)		電話 () -				
3 市内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地	電 話			(6)
4 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	ふりがな 氏 名	営業所の名称	資格等			(7)
5 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の役職名及び氏名	役 職 名	ふりがな 氏 名				(8)
						(9)
※受 付 欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課 員	※担当者	
	円					

※裏面にも記載事項があります。

(裏)

6 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合においては役員の氏名の一覧を添付すること。)	ふりがな 氏名 (法人にあっては、その名称及び役員の氏名)	生年月日 年 月 日		
	住所 (法人にあっては、その事務所の所在地)	〒	電話 () -	
7 他の地方公共団体における登録	登録を受けた地方公共団体名	登録・特例届出の別	登録(届出)年月日	登録(届出)番号
		登録 特例届出		
8 所属する屋外広告業の事業者団体				

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員が、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人が条例第 31 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 選任した業務主任者が条例第 37 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び当該業務主任者の住民票の写し
 - (3) 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合は、当該法人及びその役員)を含む。)の略歴書
 - (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書及び役員の住民票の写し
 - (5) 登録申請者が個人である場合にあつては、住民票の写しのほか、当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であるときはその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 2 ※印のある欄は、初回登録の場合は記入しないこと。
 - 3 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものに○印を付すこと。
 - 4 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(表面)

- (1)「申請者」の欄では、申請書を提出する年月日と申請者の氏名および住所（法入の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名および本社、本店などの所在地）を記入してください。
- (2)「登録の種類」の欄は、「新規」又は「更新」、該当するものを○で囲んでください。
- (3)「※登録番号」および「※登録年月日」の欄は、新規登録申請の際は記入しないでください。
- (4)「1氏名」の欄は、個人の場合には氏名（商号、屋号などがある場合には併記してください。）、法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。
- (5)「法人・個人の別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- (6)「2住所」の欄は、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社・本店など）の所在地を記入してください。
- (7)「3市内において営業を行う営業所の名称及び所在地」の欄には、大津市内を営業エリアとして営業を行う営業所を全て記入してください。
「営業所」とは、広告物の表示等に関して、常時請負契約を締結するなど営業の場所的中心となる事務所をいい、作業所、連絡事務所などは該当しません。営業所が大津市内に実際にあるか否かは問いません。
県外にある営業所であっても、大津市内で営業する場合には記入してください。なお、欄が不足する場合には別紙として同様に記入してください。
- (8)「4業務主任者の氏名および所属する営業所の名称」の欄については、上記(7)で記入した営業所について、その営業所に設置される業務主任者についてそれぞれ記載してください。
業務主任者は、当該営業所の専任の者であることまでは要しませんが、雇用契約などにより事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事しえることが必要です。
「資格等」の欄については、業務主任者となる資格のうち、当該業務主任者が該当する資格（屋外広告物講習修了者、屋外広告士など）の名称を記載してください。
- (9)「5法人である場合の役員の役職名及び氏名」の欄は、当該法人の役員の役職名と氏名を記入してください。（代表者以外の役員についても記入してください。）
なお、役員とは次に掲げる方が該当します。
業務を執行する社員…合名会社の社員または合資会社の無限責任社員
取締役…有限会社、株式会社などの取締役
執行役…株式会社の執行役
これらに準ずる者…法人格のある各種の組合などの理事など
※監査役は役員には含まれません。

(裏面)

- (10)「6未成年者である場合の法定代理人の氏名および住所」の欄は、登録申請者が未成年者である場合には、法定代理人の氏名および住所を記入してください。
※法定代理人が法人である場合においては、その名称及び役員の氏名並びに事務所の所在地を記入してください。
- (11)既に他の都道府県または市長の登録を受けている場合は、全て記入してください。

2. 誓約書（所定様式）

別記様式第10号（条例第29条第2項／規則第20条第1項第3号、第4号）

誓 約 書

私(当法人)は、大津市屋外広告物条例第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(あて先)
大津市長

年 月 日

申請者 氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(1)

(2)

- (1) 法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- (2) 誓約書の用紙の大きさは日本産業規格A列4番とします。

3. 登録申請者略歴書（所定様式）

別記様式第11号（条例第29条第2項／規則第19条第2項第2号）

登録申請者略歴書

（法人、個人、法人の役員、法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人及びその役員））

1 現住所	〒		
		電話（ ） -	
2 氏名	ふりがな	3 生年月日	
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）			
4 略歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	
5 賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			

注 1 「法人、個人、法人の役員、法定代理人」の欄については、該当するものに○印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(1) 法人の場合、法人（会社自身）の略歴書も必要です。（社歴を記入する）

※法人の場合は、法人（会社自身）と法人の役員（全員）分が必要です。

(2) 「法人、個人、法人の役員、法定代理人」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

(3) 「1 現住所」の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。

(4) 「4 略歴」の欄は、現在に至るまでの職務または業務内容および役職名を記入してください。

(5) 「5 賞罰」の欄は、屋外広告業に関する行政処分などの賞罰について記入してください。特になければ「該当なし」と記入してください

大津市屋外広告物条例ガイドライン

平成21年4月1日 策定
令和 5年4月1日最終改定

大津市都市計画部都市計画課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

TEL (077)-528-2956

FAX (077)-527-1028

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/machi/>

[keikan/okugai/1390283168242.html](http://www.city.otsu.lg.jp/machi/keikan/okugai/1390283168242.html)

E-mail otsu1303@city.otsu.lg.jp